

令和8年第1回設楽町議会定例会（第1日）会議録

令和8年3月4日午前9時00分、第1回設楽町議会定例会（第1日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 村松一徳	2 村松純次	4 七原 剛
5 加藤弘文	6 今泉吉人	7 山口伸彦
8 田中邦利	9 原田直幸	10 金田敏行

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	村松浩文	企画ダム対策課長	今泉伸康
津具総合支所長	今泉 宏	生活課長	後藤哲嗣
産業課長	下平 功	保健福祉センター所長	松井秀和
建設課長	松井良之	町民課長	依田佳久
財政課長	関谷 恭	教育課長	加藤直美
出納室長	村松義典		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 米倉和彦

5 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 施政方針説明

日程第6 教育方針説明

日程第7 承認第1号

専決処分の承認について

日程第8 議案第8号

指定管理者の指定について

日程第9 議案第9号

設楽町過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第10 議案第10号

設楽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第11 議案第11号
設楽町地域支援人材住宅設置条例の制定について
- 日程第12 議案第12号
設楽町新城北設ごみ処理広域化施設整備基金条例の制定について
- 日程第13 議案第13号
設楽町職員の旅費に関する条例の全部改正について
- 日程第14 議案第14号
設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第15号
設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第16号
設楽町公共施設等総合管理基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第17号
設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第18号
設楽町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第19号
設楽町町営バス条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第20号
設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第21号
設楽町庁舎建設基金条例の廃止について
- 日程第22 議案第22号
設楽町合併振興基金条例の廃止について
- 日程第23 議案第23号
令和7年度設楽町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第24 議案第24号
令和7年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第25号
令和7年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第26号
令和7年度設楽町簡易水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第27 議案第27号
令和7年度設楽町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第28 議案第28号
令和8年度設楽町一般会計予算

- 日程第29 議案第29号
令和8年度設楽町国民健康保険特別会計予算
- 日程第30 議案第30号
令和8年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 日程第31 議案第31号
令和8年度設楽町町営バス特別会計予算
- 日程第32 議案第32号
令和8年度設楽町つぐ診療所特別会計予算
- 日程第33 議案第33号
令和8年度設楽町田口財産区特別会計予算
- 日程第34 議案第34号
令和8年度設楽町段嶺財産区特別会計予算
- 日程第35 議案第35号
令和8年度設楽町名倉財産区特別会計予算
- 日程第36 議案第36号
令和8年度設楽町津具財産区特別会計予算
- 日程第37 議案第37号
令和8年度設楽町簡易水道事業会計予算
- 日程第38 議案第38号
令和8年度設楽町下水道事業会計予算

会 議 録

開会 午前9時00分

議長 おはようございます。寒暖の差が激しい昨今です。体調管理には十分注意してください。

定刻となりましたので、会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

定例会の議会運営並びに本日の議事日程を議会運営委員長より報告願います。

6 今泉 おはようございます。令和8年第3回議会運営委員会結果の委員長報告を行います。

令和8年第1回定例会第1日の運営について、2月27日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第1、日程第2は、従来どおりです。

日程第3「諸般の報告」は、議長より報告があります。

日程第4「行政報告」及び日程第5「町長の施政方針説明」は、町長より報告と説明があります。

日程第6「教育方針説明」は、教育長より説明があります。

本日提案されている案件は、町長提出32件です。

日程第7、承認第1号から順次1件ごとに上程しますが、日程第19、議案第19号から日程第20、議案第20号までの2議案、日程第21、議案第21号から日程第22、議案第22号までの2議案、日程第23、議案第23号から日程第27、議案第27号までの5議案、及び日程第28、議案第28号から日程第38、議案第38号までの11議案は、一括上程します。

日程第7、承認第1号、日程第8、議案第8号、日程第23、議案第23号から日程第27、議案第27号までの5議案につきましては、本日採決です。

日程第28、議案第28号から日程第38 議案第38号までの当初予算につきましては、予算特別委員会を設置して審議することとします。

一般質問は、定例会第2日の3月12日に行います。

詳細は、お手元に配布の議案等審議一覧のとおりです。

以上です。

議長 ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題とします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番村松一徳君及び2番村松純次君を指名します。よろしく願いします。

議長 日程第2「会期の決定について」を、議題とします。

本定例会の会期は、本日3月4日から3月26日までの23日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議長 日程第3「諸般の報告」を、行います。

議長として、例月出納検査について、報告します。

監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和8年2月実施分の結果報告が出ております。事務局で保管しておりますので、必要な方は閲覧を願います。

次に、議員派遣について、会議規則129条第1項ただし書きの規定により、5ページのとおり議員派遣の報告をします。

次に、陳情書の取扱いについて、陳情書3件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情書の受理番号1及び3は、議長預かり、受理番号2は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」及び日程第5「施政方針説明」を行います。

町長から申出がありましたので、これを許します。

町長 皆さん、改めましておはようございます。

3月議会定例会初日の開催にあたりまして、御参集を賜りましてありがとうございます。

3月に入りまして、今年度もあと一月を残すところとなりました。

寒の戻りはあるものの、日に日に春の気配を感じるようになってきましたので、早く桜が咲く穏やかな季節が来ることを願っております。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、設楽町消防団観閲式についてです。

3月1日快晴のもと、観閲式を挙行いたしました。

団員減少による地域消防力の低下が課題であります。消防団員65名による規律、統制のとれた様子を観閲させていただきました。

また、町議会議員の皆様にも御来賓をいただきましてありがとうございます。これからも地域防災力の要として消防力の強化を図っていきたいというふうに思っております。

次に、令和7年度プレミアム付商品券販売実績についてです。

昨年8月1日から、10月2日までの間で3万2,000冊を販売し、2,655名の方に購入をしていただきました。

本年1月末までの利用総額は1億9,582万3,000円。

利用率は99.75%でした。

商工会もプレミアム付商品券は、消費者の購買意欲を高めるだけでなく、商店にも販売促進の機会となって町内経済活動の活発化をさせる効果があると強い期待を寄せております。

令和8年度につきましても、6月1日から、町民の生活支援、地域経済回復と活性化を目的として、今回は町民のみを対象に1冊6,500円の商品券をプレミアム率30%、5,000円で1人10冊まで、合計2万冊を販売する予定をしておりますのでよろしくお願いいたします。

本日は承認1件、議案2件、条例13件、補正予算5件、令和8年度当初予算11件、合計32件を上程させていただきます。

本会議並びに委員会で慎重審議の上、適切な御議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、定例会初日の行政報告とさせていただきます。

引き続き、施政方針について説明をさせていただきます。

少し長くなりますので、お願いをいたします。

本日、令和8年3月議会定例会の開催にあたりまして、令和8年度当初予算案並びに諸議案を上程をし、御審議いただくことに先立ちまして、私の所信の一端と、予算の大綱を説明申し上げます。

初めに、設楽ダム建設事業であります。今年度、設楽ダム水源地域整備計画などが見直されるというふうに聞いております。町といたしましては、これまでの県、国との確約事項について、一度整理する必要があるのではないかというふうに考えております。このことにつきまして、今後議員の皆様とお話をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは予算編成に移ります。

本年度は、2期目を迎えた最初の予算編成となります。これまでの予算編成は、町の第2次総合計画後期計画の実現と、選挙公約である「次世代にしっかり繋い

でいけるまちづくり」、「皆さんと一緒に創る未来へのまちづくり」を特に意識をし、取り組んでまいりました。

その前提として、町民の皆様の声을丁寧聞き対話をすることが重要と考え、任期4年間、町内全ての地区で懇談会を開催してまいりました。今後もこれは継続をしていきます。

また、現在策定中の第3次総合計画の中で、「住民会議 みんなで語ろう、設楽のこれから」を開催するなど、町民の皆様とともに考えながら取り組み、計画に反映できればというふうに考えております。

ただ、皆様から貴重な意見を頂くのですが、全てを予算に反映できればいいのですが、予算に限りがありますので、事業の必要性、重要性など優位性を勘案して事業を進めてまいります。

町では、今後も人口の減少が見込まれ、担い手不足、地域社会の維持が困難になるなど、社会課題が深刻化をしている中ではありますが、町民生活をしっかり支え、安心、安全を図るための予算を安定的に確保して、将来にわたる持続可能なまちを目指してまいりたいというふうに思っております。

こうした状況であります、子育て支援、教育環境の整備、関係人口の創出、事業継承、民間事業者との連携などに取り組み、全世代の町民の皆さんが健康で楽しく生活するとともに、希望の持てるまちを実現すべく取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、町の予算編成方針について申し上げます。

基本方針では、持続可能な社会を実現するため、普通交付税等の一般財源の確保、新たな財源の確保、町債の新規発行額の抑制、GX・DXの推進などを予算編成の方針の柱といたしました。

町財政は人件費、公債費などの義務的経費が増加をし、当面厳しい財政運営となりますが、今年度策定をいたします第3次総合計画、第2期公共施設等総合管理計画やダム事業の計画を踏まえ、令和9年度から中期的な財政計画を立て、健全な財政運営を図ってまいります。

最初に、当初予算の概要について申し上げます。

一般会計と八つの特別会計及び簡易水道、下水道の公営企業会計を合わせた当初予算の規模は、97億3,864万円で、前年比1.1%減の1億1,131万円減額となりました。

一般会計は、66億2,672万円で、前年比で0.7%増の4,340万円の増額となりました。

今後も、人件費、物価高騰など増額の要因はありますが、財政のスリム化を実現し、財政調整基金にできるだけ頼らないという予算を目指してまいりたいというふうに考えております。

主な増の要因ですが、令和4年度に借入れをしました過疎債等の元金償還が始まったことによりまして、公債費が6,138万円増加したこと。

新規事業では、設楽中学校体育館空調設置事業8,674万円。防災行政無線機器等更新工事に4,835万円を計上し、2年目となります北設情報ネットワークの民間移行事業の負担金が9,712万円の増も大きな要因となっております。

その他では、ダム公園民間活力導入可能性調査委託や、ドローン運用支援コンサルティング委託、昨年に引き続き、DXを推進していくための職員研修委託などを計上しております。

特別会計は、前年比5.2%増。額にして4,541万円増額しました。9億2,642万円となりました。

国民健康保険特別会計で、療養給付費負担金が増えたことによりまして、前年比4.5%増の、額にして2,201万円を増加し、5億1,487万円となりました。

公営企業会計は、前年比マイナス8.4%、額にして2億12万円減少し、21億8,550万円となりました。

簡易水道特別会計で、設楽根羽線のダム公共補償工事、小松地区を実施をし、前年比8.9%増。額にして1億40万円が増加をし、12億3,110万円を計上いたしました。

下水道会計につきましては、令和9年度田口地区の概成に向け、事業を進めま
す。昨年度工事を大幅に進めたため、今年度は工事費が減少し、前年比23.9%減
の、額にして、マイナス3億52万円。9億5,440万円となりました。

続いて、令和8年度に実施をします主要事業につきまして、第2次総合計画に
掲げる「まちづくりの6つの行動指針」に沿って説明をまいります。

一つ目は、「みんなが主役の全員協働のまちづくり」についてであります

第2次総合計画の後期計画にある「ともに考えまいプロジェクト」を行政と住
民、事業者、地域組織等との協働で進めてまいります。

具体的には、全行政区の地区懇談会を昨年度に引き続き実施をし、事務事業の
改善や見直しを行います。

持続可能なまちづくりを実施するため、JAあいち東、したらワークス協同組
合、三河の山里コミュニティパワーとの4者協働によります連携協定をもとに、
地域課題解決に取り組むため、新たな会社を設立をいたします。その趣旨に賛同
し、主体的に関与するため、出資を行い、官民連携による持続可能な地域経営の
モデル構築を進めてまいります。

空き家、空き店舗の有効活用を図るため、住民活動団体が地域活動の拠点とす
るための改修経費に対しまして助成をいたします。

若者層の視点をまちづくりに取り入れるため、大学生が町の課題や魅力を学び、
フィールドワークを通じて町のファンづくりをさらに進めるため、関係人口創出
事業を実施をいたします。

引き続き、アウトドアカレッジを定期的開催をし、町民の方、多様な主体を
交えての協働のまちづくりを進める場の創設をまいります。

2番目は、「森と水が生きる環境共生のまちづくり」についてであります。

恵まれた緑と水の自然環境の保全を図るとともに、これらの資源の有効活用や
魅力づくりにつながる施策を展開をまいります。

具体的には、設楽ダムにかかる水力発電施設につきましては、PFI等民間活
力導入をし、実施方法公表案を作成するためPFIアドバイザーに業務委託を実
施をいたします。

環境衛生対策といたしましては、安定した可燃ごみ搬送を継続するため、北設
広域事務組合に負担金を支出をします。

新都市、北設3町村及び長野県根羽村と新しいごみ処理広域化施設の基本構想
の策定を進めます。今年度から将来の建設事業費を確保するため、基金を創設し
積立てを行ってまいります。

小規模森林整備事業の補助金額の上限引上げ、森林整備の促進をまいりま
す。

三つ目は、「地域産業の魅力と活力あふれるにぎわいのまちづくり」についてであります。

農業、林業、水産業や商工業など、町の産業を取り巻く環境は、時代の変化、少子高齢化や人口減少により後継者不足に直面し、事業継続が難しい事業者もあり、大変厳しいものとなっております。

ふるさと納税制度を利用した地域産品をPR、販売拡大を地域産業の発展につなげますとともに、設楽ダム建設事業の本体工事着手によります流入人口の増加を生かして地域産業の活力と魅力を引き出し、観光施策と連携させて活性化を進めてまいります。

さらには、きららの森ビジターセンター実施設計と段戸湖のしゅんせつ工事設計などを行い、整備を進めてまいります。同時に、整備後の運営体制について検討してまいりたいと思います。

商工業活性化補助金を見直しをいたしまして、事業の継続事業を追加し、事業継承が進むように支援をしてまいります。

「アウトドアのまち したら」を普及、推進するため、ロゲイニングイベントを開催をいたします。

四つ目は、「安全で快適な暮らしやすいまちづくり」についてです。

持続可能な暮らしやすい環境を提供していくため、水道や下水道を初めとする生活環境の充実や道路網を初めとする交通関係の整備を図ります。

具体的には、自主防災組織の活動を支援しますとともに、災害対策の強化を進めます。

同報無線設備の老朽化に伴いまして、携帯電話網を利用したIP化無線に更新する防災行政無線機器等更新工事を実施をし、災害対策の強化を進めてまいります。

災害対策や獣害対策になどに対し、ドローンを活用した事業効率や安全性向上を図るため、ドローンの運営支援コンサルタント委託を実施をいたします。

水道事業につきましては、適正な施設の維持管理に努めますとともに、田口地区の配水管の耐震化更新工事を進めてまいります。

田口地区公共下水道整備事業につきましては、令和9年度の田口地区の概成に向け、管渠工事及び舗装復旧工事を進めますとともに、宅内工事の推進を図り加入率の向上に努めてまいります。

農業集落排水事業につきましては、津具地区で施設改修を進めてまいります。

令和7年度から令和9年度の3か年で北設情報ネットワークの民間移行事業を実施をし、快適な通信環境を整備してまいります。

町道につきましては、橋梁点検をはじめ、適切な道路の維持管理を行います。併せて改良工事による安全な道路構築を推進をしてまいります。

また、交通安全対策としていたしまして、通学路を中心に要望か所の改善に努めてまいります。

林道につきましては、森林整備、林業経営の効率化を図り、車両の安全確保のため改良、舗装等の整備を進めてまいります。

広域農道をはじめ、その他の農道につきましても、適切な維持管理のほか、改良や舗装の修繕を進めてまいります。

町民が快適に住み続けるための良質な住宅の形成と性能維持、向上、省エネルギー化を進めるために、住宅リフォームを継続して支援をしてまいります。

5番目は、「支えあいと助けあいによる安心福祉のまちづくり」についてであります。

子供から高齢者、障害者、この方々を支える家族が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、子育て支援、医療、介護、障害福祉、及び健康づくり支援等の各種取組を実施をし、地域住民がお互いに考え、支え合う地域づくりを進めてまいります。

具体的には、第3期設楽町子ども・子育て支援計画に基づきまして、継続的な子育て支援を充実させてまいります。

保護者の多様な働き方やライフスタイルを支援することを目的とした「こども誰でも通園制度」を田口・清嶺保育園で始めてまいります。

園児の睡眠時の安全を守るため、各園で午睡チェックを始めます。

長期視点に立った福祉施策を展開するため、令和9年から11年度を事業期間とする「高齢者福祉計画」、「第8期障害者福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定をいたします。

障害や認知症をお持ちの方の権利を守る体制を維持していくため、町の令和5年12月に設置をいたしました権利擁護支援センターを東栄町との共同運営へと移行してまいります。

地域で支え合う福祉の体制づくりを目指すため、高齢者等ふれあい ゴミ収集事業の継続、介護予防活動グループへの支援、配食サービスの提供のほか、認知症カフェなど認知症に関する啓発事業を引き続き実施をいたします。

国民健康保険は、愛知県との共同運営のもと事業を進めてまいります。安定した財政運営のため、段階的に適正な保険料への見直しを行ってまいります。

介護保険は、第9期東三河広域連合介護保険事業計画に基づきまして、各種の事業を進めてまいります。

なお、令和8年におきましては、第10期東三河広域連合介護保険事業計画を策定をいたします。

「健康日本21・設楽町健康づくり計画」及び「設楽町自殺対策計画」の中期検証の見直しに基づきまして、町民の心と体の健康を支援する環境づくりを進めてまいります。

基本健診やがん検診におきましては、受診しやすい体制整備を維持をしますとともに、個人負担費用の無償化、高校生以下の子供と65歳以上の高齢者のインフルエンザの予防接種費用の全額補助など、町民の健康寿命延伸につながる支援を継続してまいります。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施においては、フレイルや生活習慣病のリスクを有する後期高齢者に対し、保健師、管理栄養士、理学療法士が支援を実施し、健康寿命の延伸を図ります。さらに、フレイル予防、生活習慣病予防に関する啓発を行ってまいります。

最後は、「人とまちの未来を育む教育文化のまちづくり」についてであります。

町民全ての方が町に誇りと愛着を持ち、町の未来を担う人材として活躍することができるよう、学びの環境の構築や社会づくりを進めてまいります。

具体的には、熱中症予防によります生徒の安全確保、部活動や体育の質の向上や災害時の避難所機能強化をするために、設楽中学校体育館にエアコンの設置をしてまいります。

昨年度、小学校の学校規模適正化委員会の結果を踏まえ、今年度、令和9年度からの教育振興基本計画策定に着手をいたします。

生徒数の減少を踏まえまして、北設楽郡部活動地域展開協議会を設置をしまして、郡内の活動の在り方について3町村で検討してまいります。

国の小学校給食費無償化に合わせまして、町内の中学校、保育園の給食費の無償化を実施をしております。

また、物価高、物価高騰による食材の値上がりにより給食の質が落ちることのないように、小中学校保育園の1食の給食費単価を増額をいたしました。

海外での活動体験を通じて世界的な視野を養うとともに、ふるさとの良さ、違いを発見し、将来の担い手になってもらうため中学生海外派遣事業の実施をいたします。

奥三河郷土館では、独自の企画展などを開催し、さらなる集客に努めますとともに、情報発信の場となるように取組を継続してまいります。

以上、新年度予算の一端を申し上げましたが、次世代に、そして未来につながるまちづくりの着実な実現を目指しまして、総合計画にうたわれています、「ともに考えまい」をスローガンに、誠心誠意努力して進めます。

平成8年度当初予算概要につきましては以上であります。

議員各位におかれましては、町民の皆様の御理解と御協力をお願いを申し上げ、私の施政方針といたします。ありがとうございました。

なお、当初予算の概要につきましては担当課長が説明いたしますので御了承をお願いいたします。よろしく申し上げます。

議長 日程第6「教育方針説明」を行います。

教育長から申出がありましたので、これを許します。

教育長 令和8年度の設楽町教育行政の方針を申し上げます。先ほどの町長からの施政方針説明と一部重なる点はありますので御承知ください。

令和9年度を始期とする第2次設楽町教育振興基本計画を策定のための検討を進めます。

人口減少・少子高齢化の進展、人生100年時代の到来の中、一人一人が生涯を通じて学び続け、学びの成果を生かすことが求められています。地域・保護者の皆様や、教育・文化関係者の方々と意見交換をしつつ、新たな指針を定めます。

新計画においても、引き続き、町内4小学校の学校規模適正化の推進が大きな課題と認識しています。

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。

学校が児童に対して果たすべき様々な役割、児童数の将来推計を見極めながら、新たな学校統合も視野に入れ、具体的な方向性を示します。

地域で学校運営を支えていく体制を整えるため、コミュニティ・スクールを設置します。

子供の成長は、地域の中で多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであることから、地域の支えが必要となります。町内全域の生徒が学ぶ設楽中学校を拠点とし、4つの小学校区の地域住民が学校運営に参加することで、地域おこしの一助となることも期待されます。

中学3年生を対象とする海外派遣事業については、生徒たちが世界に目を向け広い視野を持つ契機となる取り組みとして令和7年度に再開しました。

派遣先はシンガポールとします。日本語ができる現地大学生とのフィールドワークや現地で活躍する日本企業への訪問、SDGsプログラムなど異国での様々な体験をし、全寮制の学校に宿泊、滞在する予定でいます。

小中学校でのキャリア教育を推進し、特に地元企業での学習機会を設けることで、地場産業に対する理解を深め、地域を愛する心を育みます。

ICTを積極的に活用した教育を推進します。

小中学校全ての普通学級へ設置した電子黒板へのデジタル教科書の活用、及びタブレット端末との連携等により、GIGAスクール構想の下での授業の実践に努めます。

教職員が活用する「校務支援システム」を積極的に活用することにより、児童生徒の記録の適切な管理や教務、校務の効率化を図ります。

保健室登校や不登校、学級不適応児童生徒が少しずつ増えています。このような児童生徒に対して心の支援学習の場を提供し、面談、助言、学習の見守りを行うトライサポーターを配置します。

いじめの問題も途絶えることがありません。また、最近では特にSNSの利用による教員や生徒の不適切な行為等も問題視されています。学校、地域、家庭、行政などの関係機関が連携し、これらの事案を放置することのないよう、日ごろから取り組んでいく体制を整備します。

教職員の多忙化解消、働き方改革の推進に努めます。文部科学省から公立学校で働く教職員の時間外在校等時間、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を定め、教育職員の業務量・健康確保について、適切な管理を行うことを趣旨とする「公立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が求められています。設楽町教育委員会では令和8年3月中に策定し、令和8年度以降は、この計画に基づいて様々な取り組みを実践し、併せてフォローアップしていきます。

中学校部活動については、国の方針により令和10年度までに原則すべての学校で、休日部活動を地域で行うことを目指すこととされています。この方針を実現すべく、生徒数も地域クラブも少ない北設楽郡3町村で連携して取り組んでいくこととなりました。

北設楽郡部活動地域展開推進協議会——仮称ですけれども、を創設し、協議会事務局に国庫補助事業を活用した部活動統括支援コーディネーターを配置し、まずは令和9年9月の休日部活動地域展開を目標とすることで取り組んでまいります。

奥三河郷土館は、歴史、文化を学ぶ教育施設という位置づけにとどまることなく、南の玄関口である道の駅したらの中核として、観光や交流事業との連携を推進します。所有する資料をはじめ、町外関係機関や施設との連携も視野に入れ、企画展などの行事を開催します。

また、町内各所に存在する史跡、文化財をめぐる機会をつくり、町の魅力を発見してもらおうと同時に交流人口の増加につなげます。

教育を取り巻く環境は、社会情勢の変化にともない、様々な状況に変化し続けます。どのような状況となっても、教育行政が少しでも滞ることにはなりません。設楽町の宝である子どもたちの健やかな成長を願い、地域や学校と連携

して、また、町当局と協議・調整を重ねながら、着実に教育行政の推進を図ります。

議員各位をはじめ町民の皆様にも、なお一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、令和8年度の教育方針といたします。

議長 日程第7、承認第1号「専決処分の承認について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 はい。おはようございます。本日の定例会から23日間、よろしく願いいたします。

それでは、承認第1号、専決処分の承認についてを説明しますので、資料の7ページを御覧ください。

承認第1号の専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、資料8ページの専決処分書のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会報告し承認を求めるものであります。

本件につきましては、先月2月8日に投開票が行われました衆議院議員総選挙の執行に当たり、選挙事務に係る経費について補正する必要があったため、専決処分をしたものであります。

資料の9ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ747万5,000円を追加し、予算総額を70億5,626万1,000円とするものであります。

それでは、歳出から説明しますので、資料の18、19ページを御覧ください。

2款総務費、4項選挙費、4目衆議院総選挙費1節報酬121万6,000円は、選挙管理委員やと投票管理者等に執行をするための事務に対する報酬であります。

3節職員手当等375万円は、職員の時間外勤務手当及び管理職員の勤務手当に当たるものであります。

7節報償費2万5,000円は、ポスター掲示等掲示板の設置に対する用地の謝礼であります。

8節旅費8,000円は、選挙管理委員の交通費の費用弁償であります。

10節需用費53万円は、選挙事務の消耗品や燃料費であります。

11節役務費34万円は、今回ははがきによる投票所入場券の郵送料であります。

12節委託料85万3,000円は、ポスター掲示板の設置及び撤去作業委託及び、投票所の入場券について、投票用紙代も含めて住民情報システム対応帳票印刷や大量パンチ事務委託を行う2件の委託であります。

13節使用料及び賃借料75万3,000円は、会場や物品の借上料に当たるものであります。

続きまして、歳入を説明しますので、16、17ページを御覧ください。

16款県支出金、3項県委託金、1目総務費県委託金、7衆議院議員総選挙費委託金、747万5,000円は、今回の選挙に係る経費の総額を県を經由して国から委託金として受け取るものであります。

説明は以上です。

議長 承認第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

承認第1号の採決をします。

採決は、起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

承認第1号は、承認することに決定いたしました。

議長 次に、日程第8、議案第8号「指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 はい。議案第8号「指定管理者の指定について」を説明しますので、資料の20ページを御覧ください。

資料に記載する設楽町コミュニティープラザの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者として選定する団体は設楽町商工会で、設楽町商工会についての概要は、資料の21ページに記載のとおりとなっております。

指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間であります。

提案理由といたしましては、指定管理者制度の運用以来、現在までの管理実績に基づき、引き続き設楽町コミュニティープラザの管理運営を効果的かつ効率的に行うために、引き続き指定管理者として指定するものであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第8号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 議案第8号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第8号は、原案のとおり可決しました。

議長 議長 議案第9号「設楽町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 はい。議案第9号「設楽町過疎地域持続的発展計画の策定について」を説明しますので、資料の22ページを御覧ください。

先の議会全員協議会で説明させていただきましたように、現在の計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、令和3年から令和12年度までの10

年間に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間としていました現行の計画、今年度末で計画期間が終了いたします。引き続き、国の財政支援などの優遇措置を受けるため、対象地域を現計画同様に設楽町全域にして、過疎地域について総合的かつ計画的な対策が実施できるよう、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間として、愛知県が定める過疎地域持続的発展方針等に基づき、23ページ以降の次期設楽町過疎地域持続的発展計画、いわゆる新過疎計画に策定するため、同法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものがあります。

なお、同法の第8条第7項の規定に基づく、あらかじめ愛知県へ協議しなければならないことにつきましては、令和8年2月26日付で、「異議なし」との愛知県からの回答を受理しております。

なお、詳細な説明につきましては、先の議会全員協議会で、企画ダム対策課長より説明させていただきましたので、本日は割愛させていただきます。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第19号の質疑を行います。質疑はありませんか。

8 田中 これは委員会に付託される予定だと思いますけども、1点だけ質問をいたします。

32ページなんですけども、32ページの中頃に、地域の持続的発展のための基本目標というのがありますが、現在の設楽町の人口は何人になっているか、お知らせください。

企画ダム対策課長 ホームページ上には載っていると思いますので。正確な答えはちょっと今すぐできませんが、3,900台だと思っております。

8 田中 この計画によりますと、令和12年度の人口目標が対策ありで4,221人、対策がないと3,355人。これ、目標値となっております。令和17年度は、3,849人、これが対策あり。対策なしは2,803人となりますが、この数字で前提として過疎対策……何でしたかね、この計画をやっていくと、計画自体と矛盾は生じませんか。

企画ダム対策課長 この数字につきましては、現在の設楽町人口ビジョンの目標値としてこの計画の中に上げておまして、田中議員が言われるとおり、この目標値に達するか、しないかというのは、可能性の話だと思っております。

8 田中 すいません。今のちょこちょこ最後のほうに言われたことは、どういう。よく聞き取れませんでした。どういうことを言われましたか。

企画ダム対策課長 この設楽町人口ビジョンの最初に目標値とした設定といたしましては、子育て世代夫婦の1年間2世帯、10世帯というような目標値の目標値となっております。現実には、田中議員がおっしゃるとおり、一、二程度の世帯の増として今推移しておりますので、この施策で今の状態で達成できるかということ、ちょっと疑問を持たれるところがあると思います。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

議長 よろしいですか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第9号を総務建設委員会に付託することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第9号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第10、議案第10号「設楽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第10号「設楽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を説明しますので、資料の64ページを御覧ください。

設楽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

この条例の制定につきましては、令和8年2月25日開催の設楽町議会全員協議会で説明させていただいたところですが、国——内閣府、子ども家庭庁では、令和8年4月1日より、こども誰でも通園制度、乳児等通園支援事業を創設することとしました。このことに伴い、児童福祉法第34条の16において、その設備及び運営に関する基準を条例で定めなければならないとされているため、本町においても事業の実施に関しまして、新たに、関係条例を整備するものです。

なお、条例の施行期日は、令和8年4月1日からの施行であります。

詳細につきましては、議会全員協議会で町民課長から説明させていただきましたので、本日は割愛させていただきます。

説明は、以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第10号の質疑を行います。質疑はありますか。

8 田中 この条例が決まったとして、制定されたとして、どのように運用されるのか1点だけお尋ねしますが、通園施設としてはどこを想定されているのか。

また、こども誰でも通園制度を行う事業者としてはどこを想定されてみえるのか、お知らせください。

町民課長 先日の全協でも御説明しましたとおり、現時点では田口・清嶺保育園を前提として事業を実施する考えです。

8 田中 事業者もその、要するに町立の田口・清嶺保育園、設楽町の施設以外は今のところ指定は考えていないということに理解してよろしいでしょうか。

町民課長 はい。現状では、そのとおりでございます。

議長 ほかに質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

町民課長 すみません。こちらの条例名、ちょっと間違いがございまして、設楽町乳児等通園支援事業の「設備」とありますが、「設置及び運営」でございます。大変申し訳ございませんでした。修正させていただきます。

議長 議員各位よろしいでしょうか。

はいこれで質疑を終わります。

議案第10号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第10号を、文教厚生委員会に付託します。

お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 10時10分まで休憩といたします。

休憩 午前9時56分
再開 午前10時10分

議長 休憩に引き続き会議を開きます。

ここで、町民課長より発言を求められましたので、これを許します。

町民課長 先ほどの田中議員の御質問に際して、条例設備ではなく、設置と答えてしまったのですが、大変申し訳ありません、ここに挙げましたとおり、設備で間違いはございません。あくまでも、設備、機能が満たしていることを前提にこの制度が動きますので、設置よりも前に機能として設備ということで間違いございませんので、ちょっと再三の訂正、申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長 議員各位よろしいでしょうか。

議長 次に、日程第11、議案第11号「設楽町地域支援人材住宅設置条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第11号「設楽町地域支援人材住宅設置条例の制定について」を説明します。79ページを御覧ください。

設楽町地域支援人材住宅条例の制定については、地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

この設楽町地域支援人材住宅条例の制定につきましては、先日の設楽町議会全員協議会で説明させていただいたところでありますけれども、人口減少や担い手不足が進行する中、農林業の担い手の確保だけでなく、移住定住の促進及び地域活動を担う人材の確保が当町の課題となっております。

特に、地域おこし協力隊や設楽町特定地域づくり事業協同組合——したらワークスのことですが、におきましては、就業を希望する方や、移住を希望する方などが、一定期間、地域で生活し、地域住民との関係を築くなど、設楽町での暮らしをイメージできる環境づくり、及びその機会が求められております。

短期間滞在できる、お試し移住や居住の場として提供、また、提供できる場所の確保が、今後の移住、定住の促進や関係人口の創出に繋がるよう、新たに設楽町活動支援人材住宅条例を制定するものです。

また、附則には、記載のとおり、新たに設楽町地域支援人材住宅条例を設けることによりまして、既存の条例、設楽町農林業担い手支援住宅条例についても、一部改正をいたします。

この条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

なお、詳細につきましては、先の設楽町議会全員協議会で企画ダム対策課長から説明しましたので、割愛させていただきます。

説明は、以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第11号の質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第11号を、総務設委員会に付託することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
議長 異議なしと認めます。議案第11号を、総務建設委員会に付託します。

議長 日程第12、議案第12号「設楽町新城北設ごみ処理広域化施設整備基金条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第12号「設楽町新城北設ごみ処理広域化施設整備基金条例の制定について」を説明しますので、88ページを御覧ください。

この基金条例の制定につきましては、地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

この基金条例の制定につきましては、新城北設楽郡及び長野県根羽村でのごみ処理広域化施設整備に係る資金を積み立て、来る建設に備え、建設に要する経費の財源に充てる目的で基金条例を制定するものであります。

そして、この条例制定について、議会の議決を得るものであります。
説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第12号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第12号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第12号を、文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第13、議案第13号「設楽町職員の旅費に関する条例の全部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第13号「設楽町職員の旅費に関する条例の全部改正について」を説明しますので、91ページを御覧ください。

設楽町職員の旅費に関する条例の全部改正についてにつきましては、地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正の理由といたしましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、令和7年4月1日から国家公務員等の旅費に関する規定が大幅に改定されたことにより、国との均衡を図る観点から、既存の設楽町職員の旅費に関する条例、並びに、設楽町職員の旅費に関する条例施行規則について、国の改正内容を踏まえて改正するものであります。

今回の改正のポイントは、1つは、旅費の計算等に係る規定の簡素化。2つ目は、旅費の支給対象の見直し。3つ目は、旅費にかかる町費の適正な支出の確保についてであります。

尚、設楽町職員の旅費に関する条例の改正に伴い、既存の4つの設楽町条例に影響が生じますが、影響を受ける条例につきましては、附則で改正をいたします。

条例の改正の詳細につきましては、総務課長のほうから説明をさせていただきます。

総務課長 はい。それでは改正内容について、まず説明させていただきます。

今、副町長からも主なポイントということで説明ございましたが、ポイントですけど、もう少し詳しく説明させていただきたいと思います。

今回主な改正ポイントといたしましては、1、宿泊費が上限つきの実費精算へ移行するという事。

それから、2番目といたしまして、従来の定額支給から領収書に基づく上限ありの実費支給に変更するという事。

3番目といたしまして、宿泊費を東京だと1泊1万9,000円など、地域別の上限を設定するという事。

それから、4番目といたしまして、日当、いわゆる昼食代でございますが、こちらの廃止。それから5番目といたしまして、宿泊に伴う、朝、夕食を補う宿泊手当、一晚2,400円を新設するという事。

これが主な改正ポイントでございます。

それでは、改正詳細につきまして、92ページから、改正の条によって説明させていただきます。

第2条第1項第1号は、出張の定義ですが、出張や勤務の実態を踏まえつつ、業務の環境の改善を図る観点から出張の定義を改め、自宅から出張する場合にも旅費を支給することを可能といたしております。

次に、第2条第1項第6号は、旅行役務提供者の定義ですが、旅行者に対する旅費の支給にかえて、役場から直接、旅費に相当する金額を支払うことができるもの（旅行役務提供契約を締結することのできるもの）として、旅行代理店、引越し業者、クレジット会社等を規定しております。

次に、第3条第7項は、旅行者に対する旅費の支給にかえて、役場から直接旅費に相当する金額を支払うことができる旨を規定しております。

第9条は、鉄道賃を規定しており、鉄道の利用に必要な費用を支給対象としております。

急行料金（座席指定料金も含む）の支給について、今までは距離による制限—片道50キロから100キロ以上を廃止し、旅費の実情に応じ、公務上必要があれば支給できることとしております。

また、第1項第5号では、旅費の利用に際して、手数料等（旅行代理店による手数料も含む、以下同じ）が発生し、これが旅行の実態、実情に照らして公務上必要である場合には、当該手数料を支給可能としております。

第10条は、船賃を規定しており、船舶の利用に必要な費用を支給対象としております。

また、第1項第4号では、船舶の利用に際して手数料が発生し、これが旅行の実態に照らして公務上必要がある場合には当該手数料を支給可能としております。

第11条は、航空賃を規定しており、航空機の利用に必要な座席指定料金及び費用を支給対象としております。

また、第1項第3号は、航空機の利用に際して、座席指定料金や手数料等が発生し、それらが旅費の実情に照らして公務上必要である場合には、その費用を支給することを可能としております。

第12条は、その他の交通費を規定しており、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に対して、その他の交通費として支給することとしております。

また、路線を定めて定期運行する乗り合いバスの運賃については、一般的に利用が想定される公共交通機関にかかる費用として推定されることから、その額を支給することとしております。

路線を定めて定期運行する乗り合いバスの、賃金以外の費用（タクシー運賃その他旅費、運送に係る運賃、レンタカーの賃料）その他移動に直接要する費用及びこれらに付随する費用については、旅費の実情に照らして、公務上必要がある場合には支給可能としております。

次に、第13条は宿泊費を規定しておりまして、宿泊費は、旅行中の宿泊について支給することとし、宿泊費の額は上限付きの実費額としております。

第14条は、包括宿泊費を規定しておりまして、移動及び宿泊が一体となったもの——いわゆるパック旅行についてでございますが、について、包括宿泊費を支給することとしており、包括宿泊費の額は、交通費の額と宿泊費基準額の合計額を上限として実費額としております。

第15条は、宿泊手当を規定しており、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として、宿泊手当を支給することとしており、宿泊手当の額は1夜につき2,400円としております。

第16条は、転居費を規定しており、赴任に伴う転居について、転居費を支給することとし、転居費の額は、転居の実態に勘案して規則で定める方法により算定する額を上限として実費額としております。

第17条は、着後滞在費を規定しており、赴任に伴う転居に必要な滞在について着後滞在費を支給することとし、着後滞在費の額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜の数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額としております。

第18条は、家族移転費を規定しており、赴任に伴う家族の移転について、家族移転費を支給することとし、家族移転費の額は、家族1人ごとに職員の移転に相当する旅費の額、交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額としております。

19条は、外国旅行の旅費を規定しており、国家公務員等の旅費に関する法律の規定の例によることとしております。

第24条は、旅費の返納を規定しており、旅費条例の規定に違反して旅費を支給した旅行者に対し、旅費の返還を求めるとともに、旅行者の給料等から控除を可能とすることとしております。

次に、附則でございますが、附則の第1条は、条例の施行を令和8年4月1日から施行と定めております。

附則第2条は、所要の経過措置について規定しております。

附則第3条は、設楽町固定資産評価審査委員会条例等の一部改正で、固定資産評価審査委員会条例第14条と、パートタイム会計年度任用職員の報酬に関する条例第15条第2項の規定中、「設楽町職員の旅費に関する条例（平成17年設楽町条例第57号）」を、「設楽町職員の旅費に関する条例、令和 」ここ、スペースが空いていまして、「 年設楽町条例第 」——またスペースが空いておりまして、に改めるといふことで、この旅費条例が可決され、公示された年と年号が入ることになっております。

附則第4条は、設楽町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正で、第2条中「別表により」を削り、同条に、次の1項を加える。

2項、「前項の実費弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額については、一般職の職員の例による」

別表を削る。

附則第5条は、設楽町特別職職員で、常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正で、第8条第2項中、「車賃、宿泊料、死亡手当、旅費雑費及び旅費手当とする」を、「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額については、一般職員の例による」に改め、同条第3項中、「設楽町職員の旅費に関する条例(平成17年設楽町条例第57号)」を「設楽町職員の旅費に関する条例(令和 年設楽町条例第 号)」に改めるものです。

説明は以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第13号の質疑を行います。質疑はありませんか。

9 原田(直) はい。今、総務課長が詳細に説明をしていただいたんですけども、実際の金額等は、規則に委ねられた部分が多いと思うので、委員会で多分付託されると思うんですけど。その前に、一度その規則も、ちょっと、どういう形で改正されているのか、出していただくと非常に分かりやすいと思うんですけど、いかがでしょうか。

総務課長 はい。それでは、規則の改正も予定しておりますので、そちらの規則の資料も委員会前までにはお出しさせていただきたいと思います。

以上です。

議長 ほかに質疑はありませんか。

6 今泉 99ページですが、交通費の関係で自家用車を使うときのあれが出とるんですが、今、設楽町で公務で車で出てくる場合は1キロ25円ということ聞いていたのですが、今もこのとおりで間違いはないですか。

総務課長 はい。今も1キロ25円でやっておりますので、間違いございません。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第13号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第13号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第14、議案第14号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 はい。議案第14号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、110ページを御覧ください。

設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正の理由といたしましては、1つは、今まで統計調査指導員及び調査員の報酬について特に規定を設けていませんでしたが、現状、報酬を支払うことが発生しているため、条例に規定を追加すること。

2つ目は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正を受け、国との均衡を図る観点から、設楽町職員の旅費に関する条例の全部改正を行うため、従前の条例に規定されている旅費条例の引用条文を改正するものであります。

改正の詳細につきましては、総務課長のほうから説明をさせていただきます。
総務課長 はい。それでは、改正の詳細につきまして、改正の条を追って説明させていただきます。

112ページの新旧対照表をお開きいただきたいと思います。

第2条の次に第1項を加えるもので、第2項、「前項の規定にかかわらず、統計調査の指導員または調査に係る報酬は、統計の種類に応じて国又は県の基準に基づき町長が別に定める」、これは国勢調査や農林業センサスなどの統計調査の指導員または調査員に報酬を支払うための規定を新たに設けるものでございます。

それから、第5条第2項中、「設楽町職員の旅費に関する条例（平成17年設楽町条例第57号）」を「設楽町職員の旅費に関する条例（令和 年設楽町条例第 号）」に改めるは、引用条文を改正するものでございます。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第14号の質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第14号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第14号を、総務建設委員会に付託します。

議長 日程第15、議案第15号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第15号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を説明いたしますので、113ページを御覧ください。

設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正理由としましては、令和7年8月7日の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことに伴うものであります。

1月の臨時議会において、給与条例の一部改正を行いましたが、その後、国より次の点についての通知を受け、引き続き、所要の改正を行うものであります。

ポイントは、1つ目は、初任給調整手当の改正であります。従来の初任給調整手当を、第1種初任給調整手当に改め、新たに、第2種初任給調整手当を新設するものであります。

2つ目は、通勤手当の改定です。1か月当たり、5,000円を上限とする、駐車場等の利用に対する通勤手当を新設します。

その他として、地域手当の率の改定については、給与規則の改定を年度内に行います。

そして、国では、通勤手当の距離別金額のうち、65km以上、100km以下までの階層を、5km刻みで新設していますが、当町におきましては、65km以上の通勤ケースが見込まれないため、この部分の改正はいたしません。

施行につきましては、令和8年4月1日から実施いたします。

改正内容の詳細につきましては、総務課長のほうから説明をさせていただきます。

総務課長 はい。それでは、改正内容の説明をさせていただきます。

11月全員協議会で説明させていただいた内容も含まれますが、改正の詳細につきまして、改正の条を追って説明させていただきます。

116ページからの新旧対照表をお開きいただきたいと思います。

第2条第1項は、初任給調整手当を第1種と第2種に分けるもので、第1種は、今まであった通りの、医師などの職員として採用する場合で、この採用が困難な職務の欠員補充のため、民間医療機関との給与格差を是正し、優秀な人材を確保するための措置として行う手当でございます。

第2種は、人材確保競争が激しくなる中、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当でございます。

第11条は、初任給調整手当の額の改正で、医師などを職員として採用する場合で、その採用が困難な勤務の欠員補充のため、初任給を大幅に引上げ、待遇改善と確保を目的とし、民間医療機関との給与格差を是正し、優秀な人材を確保するための措置として行う手当で、月額37万4,000円を月額37万1,300円に改めるものでございます。

第11条第1項から第3項は、初任給調整手当を第1種初任給調整手当と読み替えるものでございます。

第11条の2は、第2種初任給調整手当を支給する規定で、第1項は、給与と地域手当を時給換算したものを特定額といい、最低賃金を考慮して定めた額を基準額と定義しております。

第2項は、先ほどの基準額と特定額の差額を月額換算したものが手当の月額と定義しております。

第3項は、既に職員採用されている職員で、第2種初任給調整手当を受ける職員と均衡上必要がある職員への支給規定でございます。

第15条第3項は、駐車場に係る通勤手当として、1か月当たり5,000円を超えない範囲で職員が支払う駐車場等の料金相当額を手当として支払う規定でございます。

最後に、附則ですが、115ページに戻っていただいて、施行期日は、令和8年4月1日に施行するものでございます。

以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第15号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第15号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
議長 異議なしと認めます。
議案第15号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第16、議案第16号「設楽町公共施設等総合管理基金条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第16号「設楽町公共施設等総合管理基金条例の一部を改正する条例について」を説明いたしますので、119ページを御覧ください。

設楽町公共施設等総合管理基金条例の一部の改正につきましては、地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

今回の改正理由につきましては、北設情報ネットワークの民間移行に伴い、県費補助の三河山間地域情報格差対策費補助金を活用いたしますが、愛知県からは、補助要件、要綱として、当該補助金額の全額を一度年度内に積立て、計画的に後年度の当該事業の過疎対策事業債の償還財源となるよう、適正な管理とする制度となっております。

基金の設置目的を明確にするため、条例改正を行うものであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第16号の質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第16号を総務建設委員会に付託することに御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。

議案第16号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第17、議案第17号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第17号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を説明いたしますので、資料の122ページを御覧ください。

設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

今回の理由につきましては、令和8年度税制改正の大綱において、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び5割軽減、2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することに伴い、国民健康保険料も同様の措置を講ずるための国民健康保険法施行令の一部改正が行われることに伴い、同様に設楽町国民健康保険条例の所要の改正を行うものであります。

また、国民健康保険法第76条第1項の規定により、市町村は、子ども子育て支援給付金の納付に要する費用等に充てるための保険料を徴収することとされてお

り、新たに子ども子育て支援納付金賦課額を新設するとともに、軽減措置等の関連規定を整備すること、さらにそのほかとしてシステムの標準化の仕様に合わせて、賦課に係る仮算定方式を廃止することなどに伴い、条例改正を行うものであります。

詳細につきましては、町民課長のほうから説明をさせていただきます。

町民課長 先ほどの副町長の説明に引き続きまして、補足の説明をさせていただきます。

先ほど副町長が説明しましたとおり、今回の改正要因は3点と見ております。

まず1点目が、ちょっと半年前になってしまいますが、7月の活性化委員会でも御説明した、子ども子育て支援金制度の創設に伴うものです。今回の改正は、これに伴うものが大半を占めております。

なお、この子ども子育て支援金につきましては、国保、被用者保険関係なく賦課され、先週の全員協議会でも説明しました、こども誰でも通園制度といった全国的に展開する子育て施策の財源ともなります。

要因の2点目は、同じく先週の全員協議会で御説明いたしました仮算定の廃止によるものです。

そして、3点目が、国民健康保険料の賦課限度額の引上げ及び軽減対象世帯に係る所得判定基準の改正によるものです。

こういった賦課限度額の改正につきましては、国民健康保険施行令及び国民健康保険の国庫負担金の算定に関する政令に定められておりまして、医療費の増大や現役世代との負担均衡を図るため、毎年見直されているものであります。

今回、補足説明に当たっては、136ページからの新旧対照表をもとに、それぞれ新旧対照表のうち、改正後の条文に沿って、こういった要点がどの要因に関係するかということができるだけ簡略に説明していきたいと思っております。

なお、ページが前後してしまったりとか、改正の一部においては、今申し上げた改正要因が混在しているところもありますので、その点ちょっと御留意ください。

まず、子ども子育て支援金の創設に伴って改正される条文です。

条文につきましては136ページ、第11条保険料の賦課額と、次の137ページから138ページの第2、12条、基礎賦課額総額。続いて140ページから143ページの第27条子ども子育て支援納付金賦課総額。続いて、飛びまして150ページから152ページの第33条の1、低所得者の保険料の減額のうち、第6項と第7項。153ページの第33条の3、未就学児の被保険者均等割の減額のうち、第4項と第8項。155ページの第33条の4、出産被保険者の保険料の減額のうち、第5項と第10項。よく156ページから157ページの第33条の7、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額となります。

こちらにつきましては、子ども子育て支援金制度によるものが大きいのですが、先ほど申しあげました賦課限度額の引上げ及び軽減対象世帯に係る所得判定基準の改正に基づいての改正の要素も含まれておりますので、御承知ください。

続きまして、仮算定に伴う条例の改正ですが、143ページから始まる第29条、普通徴収に係る保険料の納期から、145ページ、第32条の徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等までが仮算定の廃止に伴う改正部分です。

ほとんどが削除のような形になっております。

なお、この改正につきましては、先日の全協でも御説明しましたとおり、納期を4月からの9期とするということを前提とした改正内容となっております。

そのほかの改正につきましては、基礎限度額の見直しですとか、引上げとか、軽減対象世帯の所得判定基準の見直しによるものなんですけども、そこにつきましては、146ページの第33条、低所得者の保険料の減額のうち、第1項から第5項。154ページから157ページの第33条の4、出産被保険者の保険料の減額が主に改正となっております。

非常に混在しているものもあれば、制度の導入あるいは仮算定の廃止により、条文そのものがまとめて入ったりとか、あと全文削除というものがございます。全てここがこう治り、ここがこう治りという御説明をしたいところなんですけど、非常に長文の箇所もありますので、3つの改正要因を基に、どこが当てはまるか、どの条文が当てはまるかという形で補足説明をさせていただきました。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第17号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第17号を、文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第18、議案第18号「設楽町火入れに関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第18号「設楽町火入れに関する条例の一部を改正する条例について」を説明いたしますので、158ページを御覧ください。

設楽町火入れに関する条例の一部の改正につきましては、地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正の理由につきましては、昨年度、1年前になりますが、岩手県大船渡市で発生した林野火災被害を含め、昨年度から全国において大規模な林野火災が立て続けに発生していることから、林野火災に対する国民の関心が高まっている状況にあります。

国より、令和7年10月20日付けで、「令和7年大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の林野対策の推進について」の通知を受け、全国各市町村の火入れに関する条例で、林野火災注意報、及び林野火災警報が発令された際の対応を各市町村の条例に明記することが求められたため、設楽町の関係条例を精査し、国からの通知に合致するよう、条文の文言の整理等を行うものであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第18号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第18号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第18号を、総務建設委員会に付託します。

議長 日程第19、議案第19号「設楽町町営バス条例の一部を改正する条例について」から日程第20、議案第20号「設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例について」までを一括して議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 はい。それでは、議案第19号から議案第20号までについて、関連がありますので、一括して説明をします。よろしくお願いします。

始めに議案第19号「設楽町町営バス条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、資料の161ページを御覧ください。

設楽町町営バス条例の一部の改正につきましては、地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正の理由につきましては、おでかけ北設津具線、及び豊根設楽線の運行見直しに伴い、設楽町が運行主体となる自家用有償運送の実施を行うため、関係条例の見直しを行うものであります。

具体的には、津具線第2便を豊根設楽線第2便に統合し、運行の一本化を図るとともに、通学利用が中心となっている津具線第1便については、設楽町による自家用有償運送へ運行形態を変更することで、生活交通路線としての機能を維持、確保するものです。

また、令和5年10月から、宇連長江線の運行について、定期路線から全便予約バス運行に移行しているため、定期路線バス表中から削除するものであります。

さらに、稲武線につきましては、運行距離について、正しい数値に修正するものであります。

以上の観点より、関係条例の整理等を行うものであります。

次に、議案第20号「設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、164ページを御覧ください。

設楽町町営バス使用料徴収条例の一部の改正につきましては、地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正理由につきましては、おでかけ北設津具線、及び、豊根設楽線の運行見直しに伴い、設楽町が運行主体となる自家用有償運送の運行開始に対応するため、関係条例の整備を行うものです。

具体的には、津具線第1便について、豊鉄バス株式会社への運行委託から設楽町による自家用有償運送へ運行形態を変更することに伴い、当該該当便に係る運賃を町営バスの使用料として徴収する必要が生じるため、使用料の額、及び徴収方法等について、関係条例の整理等を行うものであります。

尚、改正内容の詳細につきましては、2件条例をまとめて、生活課長のほうから説明をさせていただきます。

生活課長 それでは、設楽町町営バス条例の一部改正について、御説明いたします。

今回の改正は、令和8年4月1日からの町営バス運行の見直しにあわせて、条例の内容を実態に即したものに整理するために行うものです。

主な改正点は、大きく3点ございます。

まず1点目は、津具線及び豊根設楽線の運行見直しに伴う改正です。

この2路線の運行を見直す理由といたしまして、設楽町から町外の高校に通う学生の利便性向上のため、豊鉄バス田口新城線、田口から新城富永間について、夕方の時間帯に1便増便するダイヤ改正を行います。

このダイヤ改正に伴い、豊鉄バスの運転主雇用に関する問題である、勤務時間増加等を解消するため、津具線第1便及び第2便について、豊鉄バスの委託から町営の運行へ切り替えます。

これらの便については、田口高校への通学で利用されていますので、自家用有償運送という形で町の運行として継続していきます。

さらに、津具線第2便、8時8分、下津具発については、豊根設楽線がほぼ同時間同ルートを運行していることから、豊根設楽線に統合し、豊根村営バス豊根設楽線として運行を一本化いたします。この運行形態の変更に対応するため、条例上の路線整理を行うものでございます。

2点目は、宇連長江線の整備です。

宇連長江線につきましては、令和5年10月より全便予約バスへ移行しております。このため、定期路線バスの表から削除するものです。

3点目は、運行距離の通知の修正です。

稲武線において、実際の運行距離と条例記載の数値に差異があったため、正しい数値へ修正いたします。

それでは、163ページの新旧対照表で御説明いたします。

第3条定期路線バスの表中、1つ目。改正前に記載のある長江宇連線を、改正後に削除。

2つ目。改正前の稲武線の運行距離25.0キロを、改正後に24.1キロに改め。

3つ目。新たに津具線が改正後に運行距離17.4キロで追加されました。

さらに、下段の不定期路線バスの表中、4つ目。改正前の稲武線の運行距離29.0キロを、改正後に28.1キロに改めました。

162ページに戻っていただき、設楽町町営バス条例の一部を改正する条例は記載のとおりとなり、令和8年4月1日から施行となります。

続いて、設楽町営バス使用料徴収条例の一部改正について、御説明いたします。

今回の改正は、令和8年4月1日から実施する町営バス及び豊鉄バスの運行見直しに伴い、設楽町が実施する自家用有償運送に対応するため、使用料に関する条例を整備するものでございます。

まず、先ほど御説明させていただきましたが、今回津具線第1便につきましては、これまでの豊鉄バスへの運行委託から、設楽町による自家用有償運送へ運行形態を変更いたします。

この変更により、当該便の運賃を委託事業者が収受する運賃ではなく、町営バスの使用料として徴収する必要があります。このため、使用料の額、及び徴収方法を条例で明記するため改正を行うものです。

主な改正内容は次のとおりです。

まず使用料の規定に別表第6を新たに追加いたします。これにより、津具線の普通運賃及び貨物料金を条例上明確に位置づけます。

運賃は停留所間の距離に応じて200円または300円とし、小児運賃は半額としております。それに伴い、条文の整備として、第2条第1項中の別表番号を、別表第1から別表第5を、別表第1から別表第6に改め、新たな料金表を条例上反映させております。

それでは、166ページの新旧対照表で御説明いたします。

まず、第2条の、「料金は、別表第1から別表第5のとおりとする」の「別表第5」の部分「別表第6」に改めます。さらに、第2条の別表第5の表の次に別表第6の表を追加いたします。

165ページに戻っていただき、設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例は記載のとおりとなり、令和8年4月1日から施行となります。

説明は以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑は1件ごとに行います。

議案第19号の「設楽町町営バス条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

1 村松(一) ちょっと確認なんですけど、料金体系のこととか、そういうのはいいですけど、先ほどちょっと課長さんが言われた、1便と2便の体系を見直すということなんですけど、ちょっと一つ、バスの車両というのは実際どのような車両をそれぞれ使うのかということ、ちょっと確認で教えてください。

生活課長 はい。お答えします。

今現在は、豊鉄バスの運行に委託しているということで豊鉄バスの車両が走っておりますが、4月1日からは、1便は町のバスが運行して、後の2便が豊根のバスになります、ということです。それ以降のものは、今までと同じように豊鉄バスが運行いたします。

以上です。

1 村松(一) 第1便というのは、津具を大体6時半ちょっと前ですね、のものは、町営のバスになる、設楽町のバスになって、2便は、豊根のバスに乗り、その3便以降は従来の豊鉄バスという、3種類のバスが走るということの確認でよろしいですか。

生活課長 そのとおりでございます。

議長 ほかに質疑はありませんか。

9 原田(直) 直接これとは関係ないんですけども、先ほど宇連長江線が廃止というか、町営バスの部分から削除されたということなんですけども、使用料条例のところに、これ、載っているんですけど、それは削除しなくてもいいのですか、というのが1点と。

それから、もう一点。バスの停留所の部分に松戸停留所というものもあるんですけども、その辺も削除しなくて問題ないのか、ちょっと確認をさせていただきたいのですけど。

生活課長 申し訳ありません。少し確認をするので時間を頂きたいと思います。

議長 ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時14分

議長 休憩に引き続き会議を開きます。

生活課長 お時間ありがとうございました。

宇連長江線につきましては、定期路線バスから予約バスに移行したということですが、同じ町営バスですので、料金はそのまま使えるということです。

それと、松戸のバス停につきましても、予約バスも同じ町営バスということなので、そのまま使えるということで御理解していただきたいと思います。

以上です。

議長 ほかに質疑はありませんか。

2村松(純) 豊鉄バスとの契約の委託料に変化は何かあるんでしょうか、変わることでよって。

生活課長 委託料で少し減額になりますが、思ったより減額という感じではなかったです。

以上です。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

議長 よろしいですか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第19号を文教厚生委員会に付託することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第19号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第20号「設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

2村松(純) 料金ではないのですが、根羽線設楽が、今度、一部供用開始、新しい道になると思うんですが、その場合って、バスはどういうふうになるんでしょうか。

生活課長 バス停の位置等、協議会のほうで、こちらの事務局案を図りながら、そこで審議してもらおう予定となっております。新しい道を通るという方向で今進めております。

以上です。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第20号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第20号を、文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第21、議案第21号「設楽町庁舎建設基金条例の廃止について」から日程第22、議案第22号「設楽町合併振興基金条例の廃止について」までを一括して議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 はい。それでは、議案第21号から議案第22号までについて、一括して2件の基金条例の廃止について説明をしますので、よろしくお願いいたします。

最初に、議案第21号「設楽町庁舎建設基金条例を廃止する条例について」を説明しますので、資料の167ページを御覧ください。

設楽町庁舎建設基金条例を廃止する条例については、地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

本議案につきましては、庁舎建設に伴う資金を積み立てるため、設楽町庁舎建設基金を設置していましたが、建設も完了し、平成26年度の旧設楽町役場庁舎解体工事時に全額取崩しを行ってから、基金残高はもうゼロ円となり、現在も残高が無いことを確認できており、今後、新規で積立てを行う予定もないことから、令和7年度をもって基金条例の廃止をするものであります。

次に、議案第22号「設楽町合併振興基金条例を廃止する条例について」を説明しますので、169ページを御覧ください。

設楽町合併振興基金条例を廃止する条例につきましては、地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

本議案につきましては、合併に関する当初の目的は既に達成しており、当基金は令和2年度に全額を取り崩して以来、基金残高はゼロ円となっており、現在も残高がないことを確認できておりますので、今後、新規で積立てを行う予定もないことから、令和7年度をもって基金条例の廃止をするものであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1件ごとに行います。

議案第21号「設楽町庁舎建設基金条例の廃止について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第21号を、総務建設委員会に付託することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第21号を、総務建設委員会に付託します。

議長 議案第22号「設楽町合併振興基金条例の廃止について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第22号を、総務建設委員会に付託することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第22号を、総務建設委員会に付託します。

議長 日程第23、議案第23号「令和7年度設楽町一般会計補正予算(第8号)」から、日程第27、議案第27号「令和7年度設楽町下水道事業会計補正予算(第4号)」までを一括して議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 はい。それでは、議案第23号から議案第27号までについて、一括して5件の補正についてを説明しますので、少し時間をいただきますがよろしく願いいたします。

初めに、議案第23号「令和7年度設楽町一般会計補正予算（第8号）」について説明しますので、資料の171ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ、2,690万2,000円を増額し、予算総額を70億8,316万3,000円とするものであります。

第2条の繰越し明許については、176ページを御覧ください。

事業名欄に記載する11件の事業、いずれも年度内に事業が完了できないと見込まれるものであり、本議会の議決を得て、令和8年度に繰り越して執行させていただくものであります。

1番目の住民基本台帳ネットワークシステム振り仮名法改正対応改修108万9,000円は、令和8年5月26日以降に戸籍に職権記載された氏名の振り仮名を、国民の利便性向上の観点から早期に記録システムへ取り込む業務を進める必要があります。国からの通知では、令和7年度中の補正予算対応で令和8年度に繰越し執行する旨の指示を受け、繰り越して執行させていただくものであります。

2番目の、戸籍附表システム改修184万8,000円は、令和9年度中に、国外転出者向けのマイナンバーカードに旧氏、及びその振り仮名の記載が開始されるため、必要な戸籍附票システムの改修を進めるに当たり、上記同様に国からの指示を受け、繰り越して執行させていただくものであります。

3番目の、生活支援給付金支給事業8,528万2,000円は、国の物価高騰対応重点支援交付金を受け、町民1人当たり2万円を支給交付するものですが、既存の給付金システム改修に時間を要し、年度内の事業完了が困難なため、繰越しを行うものであります。

4番目の、物価高騰対応子育て応援手当給付金130万円は、令和8年3月に出生した幼児や、令和8年3月に申請のあった公務員等の支給申請分については、国のルールで令和8年度分として算定されるため、繰越しを行うものであります。

5番目の、簡易水道事業会計繰出金8,691万2,000円は、簡易水道事業会計の配水管布設等工事、導水管移設工事など、建設改良工事の配水及び給水施設費に繰越しが生じたため、一般会計繰出金についても、併せて繰越しを行うものであります。

6番目の、新基本計画実装・農業構造転換支援事業7,020万2,000円は、JA愛知東農協では、ライスセンターの集約化を図るため、津具ライスセンターをやめて、国庫補助、県費補助、そして、町の補助を受けて名倉ライスセンターに集約いたします。補助事業の内容は、名倉ライスセンターの乾燥機械類の更新、屋根改修を行い、津具ライスセンターは、乾燥機器類の撤去を2か年で行いますが、工事は1年毎に分けて行います。1年目の国庫補助予算が、令和7年度予算対応で進めており、令和8年3月に交付決定見込みとなることから、翌年度に繰越しを行うものであります。

7番目の、下水道事業会計繰出金（農業集落排水事業）2,040万円は、下水道事業会計のうち、農業集落排水事業の管路施設機器（中継ポンプ）の工事など、管渠建設改良費に関係する事業に繰越しが生じたため、一般会計繰出金についても、併せて繰越しを行うものであります。

8番目の、プレミアム付商品券事業3,129万円は、物価高騰の影響を受けた生活者を支援する経済対策として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した3割のプレミアム付商品券の事業を実施するものであります。

なお、早期に効果を出したいところですが、年度内執行完了が困難なため、早期執行販売に努めますが、令和8年度に繰り越して実施をするものであります。

9番目の、町道改良工事、町道小西井戸入線は944万7,000ですが、道路改良区間内の排水などについて、民地内の暗渠排水管の移設工事を行うものでありますけれども、地権者との調整に時間を要し、発注が遅れたことにより、年度内完了が困難となりましたので、令和8年度に繰り越して実施をさせていただくものであります。

10番目の、公共下水道接続工事、谷下団地2,200万は、本工事施工中は、谷下団地住民の駐車場が浄化槽撤去工事などにより使用できないため、仮の駐車場を用意する必要があり、仮の駐車場確保に当たり地権者との調整に時間を要し、発注が遅れたことにより、年度内完了が困難となったため、令和8年度に繰り越して実施をするものであります。

11番目の、下水道事業会計繰出金（公共下水道事業）2億7,998万4,000円は、公共下水道事業の管渠布設工事、舗装復旧工事、マンホールポンプ設置工事、及び、積算資料作成業務委託など、管渠建設改良費に関係する事業に繰越しが生じたため、一般会計繰出金についても併せて繰越しを行うものであります。

以上、ただいま、それぞれ繰越明許事業の繰越し理由を説明させていただきましたが、様々な要因により、やむなく繰越しを行わなければならない事業ばかりですので、完了は翌年度となりますが、適正に執行してまいりますので、どうか御理解いただきたいと思っております。

次に、第3条の地方債の補正については、177ページを御覧ください。

第3表に記載する地方債補正によるもので、この後の歳入の町債のところでも説明いたしますが、一つ目の過疎対策事業債は、起債の目的欄に記載する14件の事業について、事業費の確定に伴う増減調整及び過疎債の借入れ可能額が増えたため、企業債の借入れを予定していた農業集落排水事業、公共下水道事業及び簡易水道事業について、企業債から過疎債に振り替えたことにより、今回の補正で4,320万円の増額をするものであります。

二つ目の、緊急しゅんせつ推進事業債は、河川しゅんせつ維持事業の一部事業実施を見送った普通河川の坊ノ口沢に伴い2,000万の減額をするものであります。

三つ目の、緊急防災・減災事業債は、消防ポンプ自動車購入事業の事業費の確定に伴う借入金を250万円減額するものであります。

四つ目の、一般単独事業債は、公共下水処理場前の残土処分場測量事業について、企業債から過疎債に振り替えたことにより2,500万円を減額するものであります。

なお、地方債全体では430万円の減額ですが、詳細については、歳入の町債のところでも説明をさせていただきます。

それでは、歳出から説明いたしますので、よろしく申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の整理、決算状況を踏まえたものや事業費の確定に基づく補正減がほとんどですので、個々の詳細説明は省略し、主立ったところについて説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料の202、203ページを御覧ください。

1款議会費、1節報酬120万円の減額、及び3節職員手当40万円の減額は、人事院勧告に基づく給与改正と、年度中の議員1名の失職を含めて精査した結果の減額補正であります。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費、11 節役務費20万2,000円の減額は、手数料負担のかからないネットバンキングを利用したことに伴う減額であります。

2 目財産管理費、13 節使用料賃借料73万5,000円の減額は、昨年度の落雷被害に関連する電気設備等復旧資材等借上料について、借上げ確定により減額補正するものであります。

14 節工事請負費400万円は、旧清嶺中学校講堂解体事業工事について、工事発注後アスベスト処理及び伐採の必要性が生じたため、追加負担の補正をするものであります。

3 目電子計算費、10 節消耗品は実績による補正であります。

4 目自治振興費、18 節負担金補助交付金128万8,000円の減額は、これも実績に確定による減額であります。

約204、205ページを御覧ください。

5 目企画費、7 節報償費につきましては、総合計画策定に伴う会議実績による減額補正であります。

10 節需用費は、旧田峯小学校関係分の実績による減額であります。

11 節役務費は、これも旧田峯小学校関係分電話回線を設楽ワークス協同組合に名義変更したことによる減額であります。

12 節委託料は、旧田峯小学校関係分の草刈り等作業委託費確定による減額であります。

24 節積立金は、ふるさと創生基金利子積立金、定期預金について公定歩合が上昇し、利息の確定による補正であります。

6 目移住定住推進費、7 節報償費171万円の減額、8 節旅費40万5,000円の減額、10 節需用費41万2,000円の減額は、いずれも事業費の確定によるものであります。

13 節使用料、賃借料73万2,000円の減額は、一つは、移住定住イベントの出展料が無料となったこと。二つ目は、地域おこし協力隊の住居移動が生じたことによる減額であります。

18 節負担金補助交付金535万7,000円は、一つ目は、地域おこし協力隊の活動の事業費の確定によるもの。二つ目は、若者住宅新築補助金について事業費の確定による減額であります。

7 目文書広報費10 節需用費130万円の減額は、印刷の実績による減額であります。

206、207ページを御覧ください。

8 目ダム対策費、12 節委託料4159万1000円の減額は、小水力発電事業 P F I アドバイザリー業務委託について、本業務に当たり、前提条件となる施設管理協会等の調整に時間を要し、発注が遅れたことに伴い、業務委託内容を年度内実施可能範囲に見直したことにより減額するものであります。

9 目地籍調査費、12 節委託料480万1000円の減額は、調査面積の減少に伴い減額するものであります。

10 目、情報通信基盤整備費、18 節負担金補助交付金756万円につきましては、北設広域事務組合の補正予算に基づく補正ですが、主な補正理由は、獣害によるケーブル切断が発生したこと、光回線利用者の増加に伴う上位回線の増幅設備移設業務の増加など、工事請負費の追加が発生しましたので、負担金の補正をするものであります。

12目アウトドア推進費は7節報償費、10節需用費については、事業費の確定によるものです。

12節委託料110万1000円の減額は、一つは、WRC世界ラリー選手権観戦会場についてパブリックビューイング会場の設営を委託せず自前で実施したこと。

二つ目は関係人口創出事業は、合併20周年事業関係で事業費の確定により減額するものであります。

13節、使用料賃借料238万3000円の減額は、WRC世界ラリー選手権観戦事業及び合併20周年事業に関係するそれぞれの借り上げについて、事業費の確定により減額するものであります。

18節負担金補助交付金25万4000円の減額は、オリエンテーリング事業について出展料が不要となったため減額するものであります。

208、209ページを御覧ください。

2項2目賦課徴収費、12節委託料229万8000円は、現在、名倉津具地区で調査を進めておりますけれども、土地の登記待ちの状態であった登記移動資料が法務局より年末に想定以上の資料件数が送られてきたため、翌年度の固定資産税に反映させなければなりません、職員だけでは間に合わないため、異動修正の委託を行う補正であります。

3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料105万円の減額は、一つ目は戸籍システム改修委託について、委託内容について変更が生じ、振り仮名通知作成業務戸籍システムの標準化対応、振り仮名通知に係る補正システム改修の3点について、実績に基づき減額、逆に旧字及び振り仮名対応については追加業務が発生するため、精査し、補正するものであります。

二つ目は住民基本台帳ネットワークシステム振り仮名法改正対応業務については、国より令和8年5月26日以降に戸籍に職権名記載された、氏名の振り仮名を国民の利便性の観点から早期に住居記録システムに取り込む必要が求められておりますので、国庫補助を受けて行うものであります。

13節使用料賃借料159万7000円の減額は、住民基本台帳ネットワーク機器リース料が機器更新後新端末のリース料が旧端末リースより安価になったため、減額補正をするものであります。

7項1目交通安全対策費、14節工事請負費50万円の減額は、通学路安全対策工事の事業費の確定によるものであります。

210、211ページを御覧ください。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費については、社会医療費高額返済金の収入分による財源更正になります。

2目障害者福祉費、12節委託料122万6000円の減額は、権利擁護支援センター事業委託について、設楽町社会福祉協議会の相談支援員との兼務となったため、人件費が発生しなかったことによる減額であります。

19節扶助費724万8000円は、一つは、本年度3名が新規で共同生活援助サービスの利用をしたことに伴う補正、二つ目は新規で障害者就労移行支援を利用することになったことによる補正であります。

4目介護保険費7節報償費は実績に基づき減額するものであります。

委託料465万5000円は、一つは生活支援体制整備事業委託について、生活支援コーディネーターの社会福祉協議会への配置ができなかったため、減額すること。

二つ目は、健康と暮らしの調査委託については、次の次の高齢者福祉計画の期間を3年から6年に変更することにあたり、今後2年間かけて調査等策定業務を実施することから、当委託もその時期に合わせて、本調査を実施することが、費用対効果を含めて有効と判断し、減額補正するものであります。

やすらぎの里費は、町債借入金の減額調整に伴う財源更正であります。7目国民健康保険費、17節繰出金296万6000円については、国民健康保険の特別会計のところで説明させていただきます。

9目物価高騰対応重点支援事業費については、歳入科目の変更に伴う、修正補正を行うもので、予算額の変更はありません。

212、213ページを御覧ください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、18節負担金補助交付金98万9000円の減額及び19節旅費260万の減額については、利用者の減少や執行額の確定に伴う減額であります。

2目保育園費については、津具保育園のエアコン設置工事の起債額の変更に伴う財源更正です。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費についてはしたら保健福祉センター改修工事に係る起債額の減額に伴う、財源更正です。

2目予防費、10節需用費19万5000円は、印刷製本費として、したら保健福祉センターから発送する資料の窓あき封筒の作成を補正するものであります。

4目環境衛生費、10節需用費21万2000円の減額及び18節負担金補助交付金80万円の減額は、申請実績に基づきそれぞれ減額補正するものであります。

214、215ページを御覧ください。

5目斎苑費12節委託料20万9000円の減額については、実績に基づき補正するものであります。

6目簡易水道費に入ります。繰出金2190万については簡易水道事業会計のところで説明させていただきます。

2項清掃費1目清掃総務費12節委託料45万円の減額は、循環型社会形成推進地域計画作成業務委託について、委託せずに職員自ら作成したことに伴い減額補正するものであります。

18節負担金補助交付金2053万9000円は、北設広域事務組合の共通費が人件費の改定により増額。そして衛生費は、ごみ処理場費の見込み額の確定に伴い、減額補正するものであります。

5款農林水産業費1項2目農業振興費18節負担金補助交付金4340万1000円については、一つ目の負担金、エゴマ研究会負担金は、研究家自前予算の範囲で実施できたため減額。

二つ目以降の補助金のつきましては、事業費を精査し、減額するのであります。

216、217ページを御覧ください。

四つ目の新規就農者育成総合対策補助金と五つ目の新規就農林者等家賃補助金は、対象者がいなかったための減額であります。

六つ目の新基本計画実装・農業構造転換支援事業（再編新事業）補助金は、先ほど繰越し明許費のところ説明しましたが、JA愛知東ではライスセンターの集約化を図るため、津具ライスセンターやめて名倉ライスセンターに集約することの事業の補正であります。

交付金の一つ目、中山間地域等直接支払制度交付金、及び二つ目の多面的機能支払交付金については、いずれも実績に基づき補正するものであります。

3目農地費13節使用料及び賃借料1000万円は、昨年12月及び今年1月2月の寒波の影響により、除雪費用の不足を補正するものであります。

14節工事請負費214万の減額は、農道舗装工事は農道社脇線舗装工事。農道改良工事は広域農道奥三河2期線の側溝蓋設置工事、及びかんがい排水工事は津具地区の取水ポンプ設置工事、維持補修の2工事はいずれも広域農道奥三河2期舗装工事と法面工事ではありますが、いずれも事業費の確定に伴って補正をするものであります。

18節負担金補助及び交付金375万円の減額は、県営事業を進めている広域農道舗装打ち替え工事の事業費の確定により、補正するものであります。

4目農業集落排水費27節繰出金については、下水道事業会計補正予算のところで説明いたします。

218、219ページを御覧ください。

2項2目林業振興費7節報償費90万7000円の減額は、イノシシ鹿など捕獲に伴う報償ですが、国の補助金支払いの制度が、対象期間を現在は年度内4月から3月ということでしたが、年間1月から12月に変更されたことに伴って清算補正するものであります。

12節委託料1849万7000円の減額については、一つ目のあいち森と緑づくり事業については、事業候補地調査の地権者の同意が得られなかったこと。二つ目の森林整備等業務委託は、伐採計画の見直しが生じたことなど、いずれも今年度実施が困難となったため、減額補正するものであります。

18節負担金補助交付金514万3000円は、林業退職金共済制度掛金助成から林業経営作業道開設事業補助金までの4件の補助金につきましても、実績に基づき補正するものであります。

24節積立金1615万6000円は、森林環境譲与税充当事業の減額見込みにより、事業に充当できない額を積立てをするものであります。

3目林業事業費、14節工事請負費450万については、林道改良事業、林道三橋線の工事に、路体ボンドに必要な土砂運搬が必要となったため、追加補正をするものであります。

6款商工費、1項1目商工総務費、18節負担金補助交付金、51万9000円は、一つは、商工業振興資金・日本政策金融公庫利子補給について、令和8年1月で今年度の利子補給額が確定したこと。二つ目は商工会活動費補助金について、令和8年1月で県の補助金算定が確定したことに伴う補正であります。

220、221ページを御覧ください。

4目観光施設管理費については、花の山公園整備費について、森林環境譲与税を充当したことによる財源更正であります。

7款土木費2項2目道路維持費、10節需用費500万円は、昨年12月及び1月2月の寒波の影響により、除雪費用の不足を補正するものであります。

12節委託料450万円の減額は橋りょう修繕設計業務委託と、この委託に関連する橋りょう修繕積算監督業務委託について、事業費の確定に伴い減額補正するものであります。

13節使用料賃借料1500万円は、昨年12月からの寒波の影響により、除雪費用の不足を補正するものであります。

14節工事請負費685万円の減額は、道路維持修繕工事と電源立地地域対策工事についていずれも事業精査により補正するものであります。

3目道路改築費11節委託料1300万の減額は、道路設計業務委託について、事業精査に伴い減額する補正であります。

222、223ページを御覧ください。

3項1目河川総務費、14節工事請負費2000万円の減額は、河川浚渫工事のうち、普通河川坊ノ口沢について、事業実施方法の見直しにより、減額補正するものであります。

4項1目住宅費、10節需用費63万8000については町営住宅津具団園畑住宅の給湯器の取替えの補正をするものであります。

18節負担金補助交付金50万円の減額は、特定空家解体費補助金について、事業費精査に伴い、減額する補正であります。

5項1目公共下水道費、27節繰出金4280万円については、下水道事業会計のところで説明いたします。

224、225ページを御覧ください。

8款消防費、1項1目常備消防費、18節負担金補助交付金166万8000円の減額は、新城市消防本部広域消防事務負担金について、新城市からへの負担金額精査の通知により減額補正するものであります。

2目非常備消防費については名倉分団積載車の起債借入れ額の減額に伴う財源更正であります。

9款教育費、1項2目事務費、事務局費、1節報酬、10節需用費、11節役務費、12節委託料は、いずれも実績に伴い補正するものであります。

13節、使用料賃借料334万7000円の減額は、スクールバス運行業務委託は実績に伴う減額、外国語指導助手派遣等委託は入札結果による執行残であります。

自動車借上料は文化祭部活の送迎について、町のマイクロバスで対応したための減額であります。

教職員用パソコンリース及びタブレット端末リース料はいずれもリース期間が短かったための減額。いずれも実績成果に基づき補正するものであります。

226、227ページを御覧ください。

4項1目社会教育総務費については実績により補正するものです。

2目社会教育推進についても実績に伴い補正するものであります。

3目文化文化財費、1節報酬16万8000円の減額は、文化財保護審議会委員は10名を予定していましたが、今年度は6名の委員で対応していただいたための補正であります。

8節委員の費用弁償に当たる旅費についても、実績に基づき補正するものであります。

6目中学生海外等派遣事業費、10節需用費27万6000円の減額と、12節委託料51万9000円の減額は、いずれも実績に伴い減額するものであります。

5項1目保健体育総務費、10節需用費50万の減額については、愛知県のアジア、パラリンピックのフレンドシップ事業が雨天等により実施できなかったため減額補正するものであります。

2目社会体育施設管理費、10節需用費23万3000円の減額についてはいずれも、実績に伴い補正するものであります。

228、229ページを御覧ください。

3目学校給食調理場費、1節報酬30万円の減額については、実績に伴い、実績により減額するものであります。

4目つぐグリーンプラザ費、10節需用費10万3000円については、プラザ2階の幼児用プールで漏水が発生したため、幼児プール系統の給水ポンプ配管の緊急修繕を行うための補正であります。

10款災害復旧費1項1目農地災害復旧費については、事業費の減額に伴う地元負担金減額分の財源更正です。

12款諸支出金、1項1目積立金、24節積立金1874万5000円については、企業版ふるさと納税として令和7年度給付実績が、当初予算より80万円多く納税を受けたことによる補正であります。

230ページ231ページを御覧ください。

減債基金一般積立金は、普通交付税再算定により追加交付を受けたことと、公共施設等総合管理基金一般積立金は、北設情報ネットワーク民間移譲に伴う市町村負担金過疎債に対する県補助分の積立てなど、それぞれ当該基金に積立てを行うものであります。

続きまして歳入について説明しますので、182、183ページを御覧ください。

1款町税1項1目個人2目法人については、年度末の調整見込みにより補正するものであります。

2項1目固定資産税については、これも年度末見込みにより補正するものであります。

3項軽自動車税、1目環境性能割2目種別割については、年度末の調整、調定見込みにより、補正するものであります。

4項1目町たばこ税については年度末の調定見込みにより、補正するものであります。

184、185ページを御覧ください。

11款地方交付税、1項1目地方交付税、1節地方交付税1億263万4000円は、主に臨時経済対策債給与会計臨時財政対策債の償還について再算定というか、追加交付を受けるものであります。

13款分担金及び負担金1項1目農林水産業費負担金、1節農業費分担金15万5000円は、農業用施設改良事業費の確定に伴う地元分担金の補正であります。

2目災害復旧事業費分担金1節農地等災害復旧事業費分担金7000円の減額は事業費の確定による分担金の補正です。

2項3目衛生費負担金1節斎苑費負担金12万5000円は、修繕費の増額と、火葬業務委託の減額の精査に基づき、豊根村、根羽村の斎苑運営費負担金を補正するものであります。

186、187ページを御覧ください。

15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金1節障害者福祉費負担金397万5000円は、障害共同生活支援サービス費、障害就労移行支援の事業費の確定による補正であります。

2節国民健康保険費負担金60万3000円は、2件いずれも交付申請額に伴い実績による補正であります。

3節児童福祉総務費負担金252万7000円の減額は児童手当の減額、歳出補正に伴う、歳入の減額補正であります。

2 項 1 目総務費国庫補助金、11 節電子計算費補助金863万6000円は、3 件の委託に関する国の定額補助です。

一つは戸籍附票システム改修委託。二つ目は住民基本台帳通知による追加機能改修。三つ目はふりがな通知作成、戸籍システム標準化対応などの行革業務確定による補正であります。

2 目民生費国庫補助金、3 節物価高騰対応重点支援補助金816万9000円の減額は、12月補正で計上した子育て応援手当の補助金名称は、次に説明する名称に改定したために予算振替を行うものであります。

2 目民生費国庫補助金、9 節物価高騰対応子育て応援手当支給補助金816万9000円は、今、上記で説明した記載の2 項目に予算振替を行う補正であります。

4 目土木費の国庫補助金3 節住宅費補助金25万円の減額は、空き家再生等推進事業の補助金について、事業費の確定に伴い補正するものであります。

188、189ページを御覧ください。

16款県支出金、1 項 2 目民生費県負担金2 節障害者福祉費負担金181万2000円から3 節国民健康保険費負担金及び5 節児童福祉総務費負担金は、前ページの国庫支出金同様の理由により減額補正をするものであります。

2 項 1 目総務費県補助金1 節自治振興費補助金48万5000円の減額から、5 節市町村振興事業費補助金322万1000円の減額についてはいずれも、実績に基づき補正するものであります。

なお元気な愛知市町村づくり補助金チャレンジ枠は、中学生海外派遣事業に充当、DX推進枠がDX推進事業へ充当しております。

6 節情報通信基盤整備費補助金855万4000円については、三河山間地域情報格差対策費補助金は、北設情報ネットワーク民間移行事業に対する補助金として、通信整備事業に202万2000円、放送整備事業に653万2000円の補助を受けるものであります。

3 目衛生費県補助金3 節衛生環境衛生費補助金35万円の減額は、住宅用太陽光発電施設の導入促進事業について、今年度の実績に基づき、減額補正するものであります。

190、191ページを御覧ください。

4 目農林水産業費県補助金2 節農業振興費補助金2659万6000円は、資料に記載の九つの補助事業について、いずれも歳出で説明したとおり、事業実績の確定に伴い、それぞれ精査し、補助金額総額としては2659万6000円の減額の補正を行うものであります。

3 節、農地費補助金6903万2000円は、JA愛知農協のライスセンター集約化に係る国費県費の負担額の計上補正であります。

4 節林業振興費補助金508万4000円の減額は、鳥獣被害防止緊急捕獲等支援事業の補助金として歳出で説明したとおり、国の補助金支払い制度が対象期間を年度内から年間1月から12月に変更されたことに伴い補正するものであります。

5 節林道事業費補助金260万円は、林道三橋線の改良工事変更に伴う補正であります。

5 目土木費県補助金2 節住宅費補助金12万5000円の減額は、特定空き家解体1件分の減額であります。

6目消防費県補助金2節消防施設整備費補助金248万1000円は名倉分団積載車について、南海トラフ地震等対策事業費補助金、消防団活動支援事業の増額の補正であります。

7目教育費県補助金1節事務費、事務局費補助金711万3000円の減額は、公立学校情報機器整備費補助金について、県から町に補助金納付がされる見込みでいましたが、業者へ交付先が変更となったことによる補正であります。

2節保健体育総務費補助金50万円の減額は、愛知県アジアパラ競技大会フレンドシップ事業が中止に伴う減額です。

192、193ページを御覧ください。

3項3目農林水産業費県委託金1節林業振興費委託金784万4000円の減額は、歳出で説明したあいち森と緑づくり人工整備事業、候補地取りまとめ業務委託の事業量の確定に伴い、減額補正するものであります。

17款財産収入1項2目利子及び配当金1節利子及び配当金107万4000円は、積立見込みによる補正であります。

18款寄附金1項1目一般寄附金1節ふるさと寄附金840万円は、実績に基づき増額するものであります。

19款繰入金2項2目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金6389万4000円の減額は、歳入歳出補正額の調整額で、歳出の大幅な減額補正に伴い、減額補正するものであります。

194、195ページを御覧ください。

3目森づくり基金繰入金1節森づくり基金繰入金506万3000円の減額は、森林環境譲与税の充当予定の事業の見直し調整による事業費減額に伴い、基金取崩しが不要となったため補正するものであります。

7目ふるさと創生基金繰入金1節ふるさと創生基金繰入金2万8000円の減額は、基金使用先の中学生海外派遣事業精算に伴う補正です。

9目町営住宅運営基金繰入金1節町営住宅運営基金繰入金700万円の減額は、設楽ダム水源地対策基金充当事業の精査により、基金取崩しが不要となったため補正するものであります。

議長 お諮りします。

提案理由の説明の途中ではありますが、12時になりますので、ここで休憩をとりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 では13時まで休憩とし、13時から21款から説明をしていただきたいと思います。

ではこれで休憩といたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後1時00分

議長 休憩に引き続き会議を開きます。

194ページ、21款からの提案理由の説明をお願いいたします。

副町長 それでは午前中に引き続きまして説明をさせていただきます。

194ページ195ページの21款諸収入1項1目延滞金からになります。延滞金1節延滞金20万7000円は実績に基づく補正であります。

3項1目の民生費受託事業収入、1節介護保険費受託収入478万5000円の減額は、

東三河広域連合からの委託関係の精査、一つは地域ケア推進会議委託報酬13万円の減額。二つ目は、生活支援体制整備事業委託の231万8000円の減額。三つ目として健康くらしの調査委託233万7000円の減額について、精査に伴う減額補正するものであります。

4項1目助成金収入は、1節豊川水源基金助成金137万6000円の減額は、水源地域振興事業助成金、調査事業及び施設維持管理事業について、充当先事業の精査により減額するものであります。

196、197ページを御覧ください。

3節市町村振興協会交付金340万8000円の減額は、サマージャンボ宝くじ及びハロウィンジャンボ宝くじの実績に基づき減額補正するものです。

4目雑入8節社会福祉総務費収入100万円は、福祉医療費高額返戻分、過年度医療分、高額医療費など、令和8年1月末時点の実績に基づき補正するものであります。

14節保健衛生総務費収入4447万4000円の減額は、コロナ健康被害給付補填金について、令和6年度会計で歳入があったことにより減額補正をするものであります。

22款町債1項過疎対策事業債、1目総務債1節総務管理債200万円の減額は、若者住宅新築補助事業の事業費の確定により、補正するものであります。

2目農林水産業債1節農業債620万円は、農道改良事業と県営経営体育成基盤整備事業の2件について、事業費の確定により借入れ額を減額補正するものです。また、農業集落排水施設更新事業については、整備費の財源を企業債から過疎債に振替たことにより補正するものであります。農業債全体としては620万円の増額であります。

2節林業債90万円の減額は、林道舗装事業について事業費の確定により補正するものです。

3目民生費1節社会福祉債10万円減額は、やすらぎの里の居室の空調設備の機器更新事業について、事業費の確定により補正するものです。

2節児童福祉債10万円の減額は、津具保育園のエアコン設置工事について、事業費の確定により減額補正するものであります。

198、199ページを御覧ください。

4目土木債1節道路橋りょう債2290万円の減額は、橋りょう修繕事業について国庫補助金の増額を得て借入額を減額するものであります。また、町道補正改良事業と町道補修・修繕事業については事業費の確定により、減額補正するものであります。道路橋りょう債全体としては2290万円の減額です。

2節公共下水道債4280万円は、整備費の財源を企業債から過疎債に振替たことに伴い、補正するものであります。

5目教育債1節教育総務債70万円の減額は、外国語指導事業について事業費の確定に伴う補正するものであります。

6目衛生債1節保健衛生債2090万円は、簡易水道施設の更新事業について、事業費の財源を企業債から過疎債に振替たことによる補正であります。またしたら保健福祉センター改修事業については、事業費の確定により減額補正するものであります。保健衛生費債全体としては2090万円の減額です。

2項緊急浚渫推進事業債、1目土木債1節土木債2000万円は事業の精査により一部事業の事業を見送ったことによる補正であります。

3項緊急防災・減災事業債、1目消防債1節消防債250万円の減額は、名倉分団積載車購入事業費の確定により補正するものであります。

200ページ201ページを御覧ください。

4項一般単独事業債、1目土木債1節土木債2500万円で、減額は、調査について説明したとおり公共下水道処分場前の残土処分場の測量事業について、先ほどちょっと私説明がちょっと間違っておりましたけれども、この残土捨場について愛知県下の工事についての残土も利用することから、この事業については、愛知県のほうでやっていただくことになりましたので、町で財源をこの事業をやろうと思っていたことがなくなりましたので、その分の減額であります。

続いて国民健康保険特別会計に移ります。

議案第24号「令和7年度設楽町国民健康保険特別会計補正（予算第4号）」についてを説明しますので、233ページを御覧ください。

今回の補正は歳入歳出それぞれ2262万4000円を追加して、予算総額を5億4634万2000円とするものであります。

それでは歳出から説明しますので、242、243ページを御覧ください。

2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費1888万円は、12月補正後にさらに高額の医療費請求が発生したことと、年度末までの見込みを勘案する補正であります。

2項1目一般被保険者高額療養費、18節374万4000円は、療養給付費同様に、12月補正後にさらに高額の医療費請求が発生したこと、年度末までの見込みを勘案して補正するものであります。

3款国民健康保険事業費納付金1項1目一般被保険者医療給付費の給付費の補正は、保険料収納率の低下による県支出金特別交付金の減額に伴い、一般会計繰入金を充当する、財源更正をするものであります。

2項後期高齢者支援金等、1目一般被保険者後期高齢者支援金等についても、一般会計の繰入金を充当するための財源更正を行うものであります。

244、245ページを御覧ください。

3項介護納付費の1目介護納付金等補正についても、一般会計繰入金を充当するなどの財源更正を行うものであります。

5款保健事業費1項1目特定健康審査等事業費の補正は、県支出金、特別交付金の減額に伴い財源更正を行うものであります。

次に歳入について説明しますので、240ページ241ページを御覧ください。

5 款県支出金、1 項 1 目保険給付費等交付金 1 節普通交付金2262万4000円は、歳出で説明した療養給付費及び高額療養費の補正分を、全額県費補助に補正するものであります。

2 節特別交付金141万5000円の減額は、一つは、2 号分について、県内の市町村の特殊な事情に応じる細かな調整等のために活用される制度であり、県繰入金が収納率の成果で判断される要因のため、設楽町は収納率の減少に伴い、算定された結果、減額となったための補正であります。二つ目は特定健康診査等負担金について、交付見込みについて補正するものであります。

6 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金、1 節保険基盤安定繰入金289万4000円は、県交付申請額に合わせて補正を行うものです。

2 節未就学児均等割保険料繰入金7万2000円は実績によるものです。

6 款繰入金 2 項 1 目基金繰入金 1 節基金繰入金155万1000円の減額は、歳入歳出の財源調整をする補正であります。

次に議案第25号「令和7年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」についてを説明しますので、資料の246ページを御覧ください。

今回の補正は歳入歳出それぞれ115万5000円を追加し、予算総額を2億5295万2000円とするものであります。

歳出から説明しますので、255、256ページを御覧ください。

すいませんがページの構成が悪く、見開き状態になっていないため、見づらくなっておりますけれども、申し訳ございません。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、18節負担金補助交付金115万5000円は、令和8年1月時点の保険料集計による算定見込みを補正し、補正後、広域連合に負担金として支出する補正であります。

次に歳入について説明しますので、253、254ページを御覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料 1 項 1 目後期高齢者医療保険料 2 節現年度分普通徴収保険料115万5000円は、歳出で説明したとおり、令和8年1月時点の調定見込みに基づき修正するものであります。

続いて議案第26号「令和7年度設楽町簡易水道事業会計補正予算（第4号）」について説明しますので、257ページを御覧ください。

まず、議案書の第1条は総則であります。

第2条は収益的収入及び支出についてです。

収入については、1 款 2 項営業外収益として100万1000円の増額補正するものです。

支出につきましては、1 款 1 項営業費用として2307万9000円の減額補正するものです。

第3条は資本的収入及び支出についてです。予算第4条は資本的収入及び支出の予算額は次のとおり定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6815万7000円は、引継金3835万7000円、過年度損益勘定留保資金2980万円で補填

するものと、に改めるものであります。

第4条は同じく資本的収入についてです。収入につきましては、1款1項他会計補助金として2190万円の増額、5項企業債として5990万円の減額、6項基金取崩収入として2172万8000円の増額を補正するものです。資本的収入として1627万2000円の減額を補正するものです。

258ページを御覧ください。

第5条は企業債についてです。公営企業会計適用債の限度額を5990万円に減額補正をするものであります。

第6条は他会計からの補助金であります。予算第9条中、一般会計からこの会計補助を受ける金額3億4742万2000円を3億6932万2000円に改めるものであります。

259ページから264ページまではキャッシュ・フロー計算書などが添付してありますのでまた御参照頂きたいと思えます。

次に収益的収入及び支出の詳細内容について説明しますので、266ページから267ページの補正予算実施計画明細書を御覧ください。

今回の補正は事業完了に伴う年度末精査による減額補正がほとんどですが、その中で金額の大きい事業を中心に説明します。

まず収益的収入及び支出の支出についてですが、1款水道事業収益、1項3目総係費15節委託料は簡易水道基本計画等作成業務委託については、12月議会の補正で説明したとおりでございますが、2か年で業務を行うため、債務負担行為がございましたが、今年度発注し支払いは翌年度となるための補正です。

4目減価償却費は、1節の有形固定資産減価償却費を令和6年度末の固定資産データに基づく減価償却費の確定により498万2000円を増額補正するものです。

次に、収益的収入及び支出の収入についてですが、1款水道事業収入収益、2項3目長期前受金戻入については令和6年度末時点の固定資産データに基づく、長期前受金の戻入れ額の確定により100万1000円を増額補正するものであります。

次に、資本的収入及び支出の詳細な内容について説明しますので、268、269ページを御覧ください。

資本的収入についてですが、1款資本的収入、2項他会計補助金は、一般会計の補正で説明したとおり、企業債の一部を過疎債に振替たことにより、2190万円を補正するものです。

5項企業債は企業債の一部を過疎債に振替たことに5990万円の減額。

6項基本取崩収入は、配水管布設工事において追加で国庫補助が交付されることになりましたが、今年度内に発注するには財源が不足するため、不足分を基金でまかなう補正であります。

続いて議案第27号「令和7年度設楽町下水道事業会計補正予算について」説明しますので、270ページの資料を御覧ください。

まず、議案書の第1条は総則であります。

第2条は収益的収入及び支出についてです。

収入につきましては、1款2項営業外収益として160万5000円の増額補正であります。

支出につきましては、1款1項営業費用として161万8000円の増額補正をするものです。

第3条は資本的収入及び支出です。予算第4条を、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7243万4000円は、引継金1831万4000円、過年度損益勘定留保資金5412万円で補てんするものに改めるものであります。

第4条は、同じく資本的収入についてです。収入は1款2項他会計補助金として5450万円の増額。4項企業債として3580万円の減額。資本的収入として1870万円の増額補正をするものであります。

第5条は企業債についてです。公営企業会計適用債の限度額を起債目的の2件合わせて3580万円の減額補正をするものであります。

271ページを御覧ください。

第6条は他会計からの補助金であります。予算第9条中、一般会計からのこの会計へ補助を受ける金額5億9284万2000円を6億4734万2000円に改めるものであります。

資料の272ページから278ページまではキャッシュ・フロー計算書などが添付してありますので、また御覧頂きたいと思えます。

次に、収益的収入及び支出の調査内容については、281、282ページを御覧ください。

ここでもページの構成が悪く、見開き状態となっていないため、見づらくなっておりますが、申し訳ありませんがよろしくお願ひします。

今回の補正は簡易水道事業会計同様に、事業完了に伴う年度末精査による減額補正がほとんどですがその中で金額の大きい事業を中心に説明します。

まず収益的収入及び支出の支出についてですが、1款下水道事業費用、1項営業費用、4目減価償却費、1節の有形固定資産減価償却費を令和6年度末の固定資産データに基づく減価償却費の確定により161万8000円を補正するものです。

次に、収益的収入及び支出の収入についてですが、1款下水道事業収益、2項営業外収益4目長期前受金戻入は、令和6年度末の固定資産データに基づく長期前受金戻入額の確定により、160万5000円を補正するものです。

次に資本的収入の詳細内容について説明します。

資本的収入についてですが、2項他会計補助金1目他会計補助金1節他会計補助金は、一般会計の補正で説明したとおり、企業債の一部を過疎債に振替たことにより、5450万円の増額であります。

4項企業債は、同様の理由で企業債の一部を過疎債に振替たことにより、3580万円の減額補正するものであります。

以上で5件の補正予算の説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑、討論、採決は1件ごとに行います。

議案第23号「令和7年度設楽町一般会計補正予算（第8号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

8 田中 予算説明書の176ページ補正予算説明書176ページをお願いしたいんですけども。ここに3款民生費、生活支援給付金支給事業8528万2000円が繰越しと。それから6款商工費のプレミアム付商品券事業は、これも繰越しというふうになっておりますけども、プレミアム商品券については早く発行するよという説明がありましたが、生活支援給付金支援事業もこれ本当に大事だと思うんです。これ物価対策でみんなが苦しいもんですから、政府のほうから、2万円の交付金が払われるわけですが、その2万円も大変貴重だと思うんですね。もう物の値段が2倍にも上がってるものもあったり、その反面ですね、給料や、それから年金は増えてないんですよ。そうそう、生活がね大変苦しくなると思います。で、明日を食いつなぐためにこの2万円欲しいというような人も多分おられたと思うんですね。ところが、こういう繰越しをされるということで、なかなかねそういう苦しみに応えていけるような調整を遂行できてないというふうに私は思うんですが、もうこれはですねいろんな諸事情があって、例えば、選挙事務が、年度末に入ってしまったと。そういうことで影響されてるかもしれないと思うんですが、その点どうでしょうか。遅れた原因を教えてください。

町民課長 ちょっと遅れてる点は、申し訳ございません。

どうしてもちょっとシステム改修にちょっと時間をかけておると、かかってしまっているのと、あとできるだけ出資といいますか御負担をかけないような形でやる中でできるだけ直近のデータで拾いたってことも、ありまして少しちょっと事務的な手間がかかっております。選挙でどうこうとかそういった事情ではございませんので、何とか1日でも早くできるように頑張りますので、どうかよろしく願いたします。

8 田中 システム改修が遅れたから何ちゅうか執行がなかなか難しかったということなんですが、私はいくらかわかりますけど、一般の町民からすればそんなことわからないんですよ。関係ない。なぜ早くやってくれるのだと、いう思いのほうがつぶん先に立つと思うんです。そういう点でね、やっぱりこれ、役場の怠慢というふうに思われても仕方がないんです。で、課長はそこを改めて、早急にですね、支給しますというふうに言われてるんですが、本当に早急にやっていただきたいと思います。町長どうですか。

町長 はい、役場としても精いっぱいやっておるわけでありましてけれども、なるべく早く行き渡るようにしたいと思います。

議長 ほかに質疑はありませんか。

5 加藤 一般会計への補正の5款2項2目のところで、説明をしていただいたのかもわかりませんが私、どういうものなのかが明確にイメージがわいてこないという

ことで、217ページですが、ここで新基本計画実装・農業構造転換支援事業（再編新事業）補助金という大変長い補助金があるわけですが、この補助金というのは一体、どういった補助金なのかちょっと調べる場がなかったの、補助金なのかどういった方に補助がなされたのか。しかも、これ減額補正が多い中で非常に高額を増額補正。7020万2000円という、何でこんな高額の補助金が年度当初に盛られないで補正で盛られるようになってしまったのか。というあたりをちょっとご説明願えればというふうに思うんですが、お願いします。

産業課長 まずこの補助制度、国のほうの補助制度で新たにできたものになります。事業としましては、農協の名倉のライスセンターをと、津具のライスセンターを集約、名倉のライスセンターに集約する。そのための施設の改修と機器の入替えを行う事業になります。補正予算で減額してある、当初予算計上しました山間地営農事業等補助事業が、当初2600万ほどで要求をしてあったわけですが、その事業が、今言ったライスセンターの機器の入替えをする予定で当初予算は盛り込みました。ただ、その後、この新しい補助事業が出来上がってきたので、農協さんのほうから、こちらの補助事業を使うということを申請がありまして、この事業が県国のほうに通ったので、この補助事業を今回要求をさせていただいた。なので当初予定した山間地の補助事業のほうは減額をしたという流れがあります。で国のほうの補助事業の国の予算は今年度の補正予算のほうに計上されるということになったので、その確約ができたこの段階で、うちのほうも補正予算に計上して、全額、来年度に繰り越すということになります。来年度繰り越して名倉ライスセンターの来年度は機器の撤去、それから一部更新、それから建物の屋根の改修を8年度事業で農協さんが行う。そのあと、令和9年度の事業に残った内部の機器の設置等を行う予定をしております。なので今年度新しくできた事業ということもあって、当初予算ではなくて今この段階で要求するということになりました。事業費7000万という高額なものですけども、そのうちの6900万円ほどですね、歳入予算に計上してありますが、それが国と県の補助金、それにうちが上乗せ117万だったと思いますが、それを上乗せした額を今回、補助金として計上したものであるということになります。以上です。

5 加藤 丁寧な説明ありがとうございました。国のほうの補助金が申請したものが明確になっておりてきたということで、このお金については、農協のライスセンターが、改修し集約するというに使われたということで農協のほうに、支出をしたという形で理解してよろしいですか。

はい、分かりました。以上です。

議長 ほかに質疑はありませんか。

9 原田(直) はいすいません、4点ほどお願いしたいと思います。

まず1点目、207ページです。企画ダムのところの水力発電、PFIアドバイザー業務委託、4100万ほど減額されてます。でですね、先ほどの説明だと、年度内にできる部分を、たしか5400万ぐらい予算があったと思うんですけど、1300万

ぐらいしか使っていないということだったと思います。だと思ひます。でですね、どっちみちやらなきゃいけないことだったら、5400万全額使って繰越しを使ってやるのがいいんじゃないのかなあと思うんですけど。なぜそこでやめてしまったのか、ちょっと明確な答えがあれば、お願いしたいなと思ひます。それが1点目。

それから、211ページです。権利擁護支援センター業務委託です。これ先ほど僕、副町長の説明が聞き間違えたのかよくわかんないけど福祉協議会、社会福祉協議会の職員が兼務したので金額が少なくなったというふうに聞こえたんですけど、これってですね、たしかキラリンと一ふに委託しとるはずなので、なぜ社会福祉協議会が出てくるのか、よくわかんないんです。で、来年度先ほど町長ですね、施政方針の中にも、たしか東栄町と半分半分やるんでっていうような話もあったんですけど、実際どこでどういうふうになるのか、ちょっともうちょっと正確な説明を頂きたいなと思うのが2点目。

それから3点目。217ページですね、中山間地、直接支払いです。これ770万と多面的も入れると800万近く減額されてます。でですね、今年から新規で中山間地事業が起きたというふうに理解してるんですけど、実際ですね、去年の面積と今年面積でどのぐらい差異があるのか。で単価は、平米当たりの単価はどのぐらい違いがあるのか。私が聞いたところによるとかなり申請が厳しくなったので、今まで中に入れとったところが入らなくなって面積がかなり削られたっちゃう話も聞いております。かなり不満も出てるっていう状況があるので、そこら辺、どういう考え方なのか、もう一度ちょっと確認をさせていただきたいというのと、ある先生が言うには、単価を上げたので、中山間地の農業を守れるよというような話があったんですけど、実際単価下がるとというふうに聞いとるんですけど、その辺の言ってる差異があるんでちょっともう一度そこら辺確認をさせていただきたいなと思ひます。

最後、221ページです。道路改築費の中の道路設計業務委託で1300万減額されてます。先ほど副町長の説明で歳入のところは、愛知県がやられたので、2500万円減額しましたという、言っていましたね、たしかこれ2500万は全体予算で、この残土処理場の測量やるにとってたと思うんですけど、これ1300万しか減額されてないってことは、1200万は使われておるのか、使われてないのか。その辺のことをちょっともう一度確認をしたいので、説明をお願いしたいと思ひます。

以上4点です。

企画ダム対策課長 まずですね、このダムの計画の変更が一応9年度の予定をしておりまして、その話合いがまず、いろいろありまして、ちょっと長引いた部分がありました。当初は令和7年度、8年度、9年度の3年間ぐらいで、業者選定というような形を考えておりましたが、ダム工事事務所等の調整が予定どおり進まず、今のところ、令和8、令和9、令和10といった3年計画で進めていこうということにしております。

内容としましては、本年度につきましては、P F I 事業方針等の検討の準備業務まで、という形で減額させていただいております。8年度におきましては、P F I と導入の手續のうちの実施方針公表案の策定を進めていき、9年度、実施方針公表、特定事業選定募集要項の作成になりまして、令和10年度に、P F I 事業者公募選定といった形で契約、といった流れで今進んでおりますのでよろしくお願い致します。

町民課長 権利擁護センターですけども、すいません。原田議員御指摘のとおり、委託先はキラリンと一ふ福祉村です。社協はこの委託には関与しておりません。

今回の更正減につきましては、どうしても人材がない中いろいろな例えば障害者関係でも兼ねてる関係もありまして、その辺りを勘案してちょっと検討したというところです。

来年度の東栄町との共同運営につきましては、人件費とか事業費を案分する形で、後ほど予算説明のときでも説明しますが、今、今年度予算よりも減額、共同運営した分、数百万減らしての予算計上をさせていただく予定です。

以上です。

産業課長 直払いの件です。ちょっと明確な、面積の増減、それから単価の表を今手元に持ってないので、細かな説明はできないんですが、従来から、今回6期ので、過去5期までの対象面積、対象農用地についても、今回対象になるならないというのは、一つずつ現場もと、あと、判定をするのに、中山間地のシステムを用いて、地図上でも確認をさせていただいております。その中で、他の地域の会計検査で指摘事項があった件についても、確認をとって、図面上で、平等に勾配が明確に分かるものについては急傾斜緩傾斜ということの判定をしてはじき出して、面積を出させていただきましたので、従来のところ対象になった地域が今回対象になっていない、ならなかったというところは幾つか承知はしておりますが、都度、その協定の方にも御説明をして、御理解を頂いたというふうで思っております。

ただ、今後、集落の統合だとか、あと、ネットワーク化などをしていくという考えを持っている協定さんもありますので、それについても詳しく丁寧に説明をして御理解を頂きたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

以上です。

建設課長 折地の残土処理場につきましては、用地調査とですね、物件調査の業務委託のほうを発注しております。2500万円の予算に対しまして、県の協力により、1300万ほど抑制ができて設計することが可能となったということで、1300万ほど減額をしております。

以上です。

企画ダム対策課 先ほどの補足ですが、繰越しでできていけないのかっていう話なんですけど、財源として、豊川水源基金の補助金の1億5000万の中で毎年精算した形で行ってますので、年度ごとにその中で精算していこうと思っておりますのでよろし

くお願いします。

議長 ほかに質問ありませんか。

9 原田(直) 今、企画ダムの課長の説明でわかったんですけど、効率的なことを考えると、継続でやったほうがいいんじゃないかなと思うところもあるんで、一度ですねその辺はちょっと豊川水系基金との交渉もやってもらえるといいかなというふうには実際は思います。

と、あと産業課長の話なんですけど、言っとる意味はよく理解してるんです。ですに、ただですね、今までですね草刈って補助金、一生懸命草刈っただけでも補助金もらったやつが、実際今度はだめだよっていうふうな話があって、たぶんこの面積というふうには思ってます。で、そうした場合にですね、じゃあ草刈りの補助がでなくなったでぼうぼうになってるところが出てきてもいいかっていうと、それ農地だから個人がしっかりやらにゃあいかんっていうのも、その辺も理解してますけど、やっぱり補助金があるとないとじゃあだいぶ違うというふうには理解してますので、その辺もですね、ぜひですね、もう一度何か検討する余地があるのか、内部でもう一回検討をぜひしていただきたいなということで、来年度以降につなげていただきたいということで要望だけはしておきます。

以上です。

議長 ほかに質問ありませんか。質疑はありませんか。

(「(「ありません」の声あり))

議長 よろしいですか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

8 田中 くどいようですけども、先ほどの生活支援給付給付金の問題でいろいろ苦言を申し上げたわけですが、生活困窮されてる方に本当に申し訳ないという気持ちがあります。で、年はじめぐらいに、そのお金どうなるつつたらいうふうには聞かれるもんですから、年度内には必ず出しますって、そういうふうに、町からも答弁をいただいておりますと、こう説明しておりました。

それから、お金を給付するに、システムの話がありましたけども、いや、コロナのときの給付金支給の口座が使えるから、早急にできるはずだと、こういうふうにも説明をさせていただいております。それが今回このようになったわけで、私とてもこの補正予算には賛成できません。

以上です。

議長 この予算に対して賛成の方の討論はありませんか。

9 原田(直) あのですね、僕もたしか、田中議員が言われたように、年度内に支給するというお話はちょっと思ってたので、先ほど質問しようかと思った先の田中議員が、言われたので質問しませんでした。ですすね、だけど、実際ですね、一生懸命やっとなんかいただけたと思います。なるべく早い時期にですね、支給するように頑張っていたきたいということで、補正補正やっちゃうとそれこそですね、流れたらどうなるっちゃうような話もありますので、ぜひですね、頑張っ

いただくちゅうことを要望して、この補正予算には賛成したいと思います。
議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第23号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

よって、議案23号は原案のとおり可決されました。

議長 議案第24号「令和7年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」の
質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第24号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第24号は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第25号「令和7年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第
3号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第25号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第25号は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第26号「令和7年度設楽町簡易水道事業会計補正予算（第4号）」の質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第26号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長 議案第27号「令和7年度設楽町下水道事業会計補正予算（第4号）」の質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第27号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案27号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第28、議案第28号「令和8年度設楽町一般会計予算」から、日程第38、議案第38号「令和8年度設楽町下水道事業会計予算」までの11議案を一括議題として、本案について提案の理由の説明を求めます。

副町長 それでは議案第28号から議案第38号までについて、11議案を一括して説明させていただきます。

令和8年度一般会計予算及び8特別会計並びに2事業会計につきましては、先ほど町長からの施政方針の中で、第2次総合計画の6つの行動指針に基づき、当初予算の概要、主な事務事業について申し上げたところであります。

また、予算の詳細内容としましては、この後で設置される予定の予算特別委員

会において、担当課長からそれぞれ詳しく説明するとともに、当初予算の概要について重点的かつ詳細な事務事業を記載しておりますので、私からは議案についての説明とさせていただきます。

初めに、議案第28号「令和8年度設楽町一般会計予算」について説明しますので、283ページを御覧ください。

一般会計歳入歳出予算総額は66億2671万5000円で、前年度比4339万4000円で0.7%の増であります。

第2条の地方債は289、290ページの第2表に記載する過疎対策事業債21件、緊急浚渫推進事業債1件、緊急防災・減災事業債4件及び一般単独事業債1件、計27件、6億3350万円を計上しております。

第3条の一時借入金は借入れの最高額を5億円と規定しております。

第4条は各項に計上した給料、職員手当及び共済費に過不足が生じた場合は、同一款内における各項間の流用について、規定するものであります。

なお、以下、特別会計においても同様であります。

令和8年度の大型事業といたしましては、北設情報ネットワーク民間移行事業負担金に2億4277万円。設楽中体育館空調設備工事に7903万5000円。防災行政無線機等更新工事に4834万5000円を計上しております。また、災害対策などに活用するためその運用支援コンサルティング委託に800万円を計上しております。そのほかは林道改良舗装工事としても8720万円。きららの森整備実施設計業務委託として1725万9000円。前年度引き続きDX推進に係る職員研修として660万円などを計上しております。

引き続き議案第29号「令和8年度設楽町国民健康保険特別会計予算」について説明しますので、291ページを御覧ください。

歳入歳出予算額は5億1486万5000円で前年度比2200万7000円、4.5%増であります。

第2条の一時借入金は借入れの最高額を2500万と規定しております。愛知県事業納付金が増額したことにより増額となりました。

引き続き議案第30号「令和8年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」について説明しますので、294ページを御覧ください。

歳入歳出予算総額は2億5801万5000円で、前年度比1733万6000円、7.2%増であります。

第2条の一時借入金は、借入れの最高額を2000万と規定しております。

引き続き愛知県後期高齢者医療広域連合と連携し、安定した保険運営に努めるものであります。

引き続き議案第31号「令和8年度設楽町町営バス特別会計予算」について説明しますので、297ページを御覧ください。

歳入歳出予算総額は5571万8000円で、前年度比820万3000円、17.3%の増であります。会計年度任用職員1名を採用したこと、町営バス、運行委託費が増えたこ

とによるものであります。

引き続き議案第32号「令和8年度設楽町つぐ診療所特別会計予算」について説明しますので、資料の300ページを御覧ください。

歳入歳出予算総額は8338万4000円で前年度比432万6000円の減額、4.9%の減であります。昨年度ありましたつぐ診療所のキャノピーの修繕工事がなくなったことによるものであります。

引き続き週5日の診療を実施していくことのほかに、月に1回整形外科医の診療、週に1回の理学療法士によるリハビリ事業を行い、的確な医療サービスを提供していきたいと思っております。

引き続き303ページからの議案第33号「令和8年度設楽町田口財産区特別会計」から議案第36号「令和8年度設楽町津具財産区特別会計予算」までにつきましては、総額1443万3000円となり、前年度比218万8000円、17.9%増であります。

以上、8特別会計歳入歳出予算総額は9億2641万5000円であります。

続いて、議案第37号「令和8年度設楽町簡易水道事業会計予算」についてを説明しますので、315ページを御覧ください。

収益的支出予算額5億415万4000円と資本的支出予算額7億2694万7000円の合計額は、12億3110万1000円であります。前年度比1億39万9000円、8.9%の増であります。

主な要因といたしましては、令和8年度も引き続き田口地区の公共下水道管渠工事の進捗に合わせて、耐震性のある水道管の更新の施工を実施するとともに、設楽ダム建設事業に関連する導水管移設工事を進めてまいります。

そして特別会計同様の目的である安全で安定した水道水を提供できるよう、引き続き維持管理にも努めてまいりたいと思っております。

引き続き、議案第38号「令和8年度設楽町下水道事業会計」について説明しますので、353ページを御覧ください。

収益支出予算額4億7801万4000円と資本的支出予算額5億4659万円の合計額は9億5440万4000円であります。前年度比3億51万1000円、23.9%の減であります。

主な原因としては、田口地区で施工中の特定環境保全公共下水道事業における管渠布設工事予定額の減額によるものであります。

公共下水道事業につきましては、引き続き令和9年度におきましても、田口地区の環境工事を進めるとともに、宅内工事の推進を図り、さらなる加入率の向上に努めます。

また、農業集落排水事業につきましては、農業集落排水事業最適整備構想5か年計画に基づき、引き続き愛知県の協力を得て、機能強化等のため、津具地区及び名倉地区の更新事業を進めてまいります。

そして、両事業とも特別会計に同様の目的である快適な生活環境の整備、公共水域の保全などに努めるため、引き続き維持管理を進めてまいります。

以上2つの公営企業会計の予算額は23億8502万円であります。

そして令和8年度は設楽町簡易水道事業会計及び設楽町下水道事業会計が、公営企業会計において4年目となりますが、今年度企業会計サポート業務委託を行い適正な事務執行に努めてまいります。

以上で議案説明を終わらせていただきます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第28号「令和8年度設楽町一般会計予算」から、議案第38号「令和8年度設楽町下水道事業会計予算」までの11議案については、慎重審査の必要があると認められますので、議長を省く8名で構成する予算特別委員会を設置して審査をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案28号から議案38号までの11議案については、8名による予算特別委員会を設置し、付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。予算特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、1番村松一徳君、2番村松純次君、4番七原剛君、5番加藤弘文君、6番今泉吉人君、7番山口伸彦君、8番田中邦利君、9番原田直幸君を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

予算特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

予算特別委員会の方は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の選任を行い、その結果を報告願います。

お諮りします。ここで暫時休憩することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩といたします。

休憩 午後1時55分

再開 午後2時10分

議長 はい、休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長の互選について報告がありました。

委員長に9番原田直幸君、副委員長に4番七原剛君が選任されましたので、御承知おきください。

なお、予算特別委員会は、本日、定例会終了後及び3月12日定例会第2日目の終了後に一般会計予算、特別会計予算、事業会計予算の説明、3月16日午前9時から総務建設委員会委員会所管の質疑、3月18日午前9時から文教厚生委員会所管の質疑、質疑終了後に採決します。よろしく願います。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

散会 午後2時10分